



## (2) 人口・世帯数の状況

本圏域の人口及び世帯数の推移は、表2-2-1、表2-2-2及び図2-2-2に示すとおりで、人口はやや減少、世帯数は増加傾向にある。平成19年度における本圏域の人口は約56万人、世帯数は約20万世帯である。

表2-2-1 本圏域の人口(人)

市町村	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
長野市	361,614	361,932	379,828	378,241	378,035
鬼無里村	2,140	2,081	長野市へ	-	-
戸隠村	4,690	4,611	長野市へ	-	-
大岡村	1,467	1,469	長野市へ	-	-
豊野町	10,090	10,051	長野市へ	-	-
須坂市	53,843	53,804	53,503	53,333	53,104
千曲市	64,480	64,217	63,930	63,746	63,379
更埴市	千曲市へ	-	-	-	-
戸倉町	千曲市へ	-	-	-	-
上山田町	千曲市へ	-	-	-	-
坂城町	16,832	16,775	16,698	16,404	16,331
小布施町	11,317	11,410	11,397	11,413	11,388
信濃町	10,121	10,039	9,896	9,751	9,608
信州新町	5,762	5,607	5,479	5,378	5,238
飯綱町	-	-	12,583	12,419	12,287
牟礼村	7,442	7,369	飯綱町へ	-	-
三水村	5,395	5,350	飯綱町へ	-	-
小川村	3,480	3,426	3,351	3,305	3,240
中条村	2,742	2,649	2,590	2,471	2,420
高山村	7,756	7,702	7,664	7,603	7,566
圏域全体	569,171	568,492	566,919	563,858	562,596

(各年10月1日現在)

出典：長野県ホームページ；長野県統計情報データベース

表2-2-2 本圏域の世帯数(世帯)

市町村	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
長野市	134,655	135,721	142,834	142,515	143,749
鬼無里村	801	792	長野市へ	-	-
戸隠村	1,595	1,582	長野市へ	-	-
大岡村	612	615	長野市へ	-	-
豊野町	2,943	2,979	長野市へ	-	-
須坂市	17,790	18,049	18,141	17,998	18,182
千曲市	21,298	21,509	21,637	21,446	21,653
更埴市	千曲市へ	-	-	-	-
戸倉町	千曲市へ	-	-	-	-
上山田町	千曲市へ	-	-	-	-
坂城町	5,719	5,785	5,851	5,578	5,614
小布施町	3,370	3,440	3,472	3,441	3,483
信濃町	3,254	3,284	3,301	3,288	3,284
信州新町	2,121	2,101	2,072	2,046	2,025
飯綱町	-	-	3,832	3,789	3,824
牟礼村	2,285	2,283	飯綱町へ	-	-
三水村	1,511	1,517	飯綱町へ	-	-
小川村	1,287	1,281	1,269	1,225	1,220
中条村	1,029	1,021	1,016	970	955
高山村	2,315	2,323	2,322	2,288	2,291
圏域全体	202,585	204,282	205,747	204,584	206,280

(各年10月1日現在)

出典：長野県ホームページ；長野県統計情報データベース

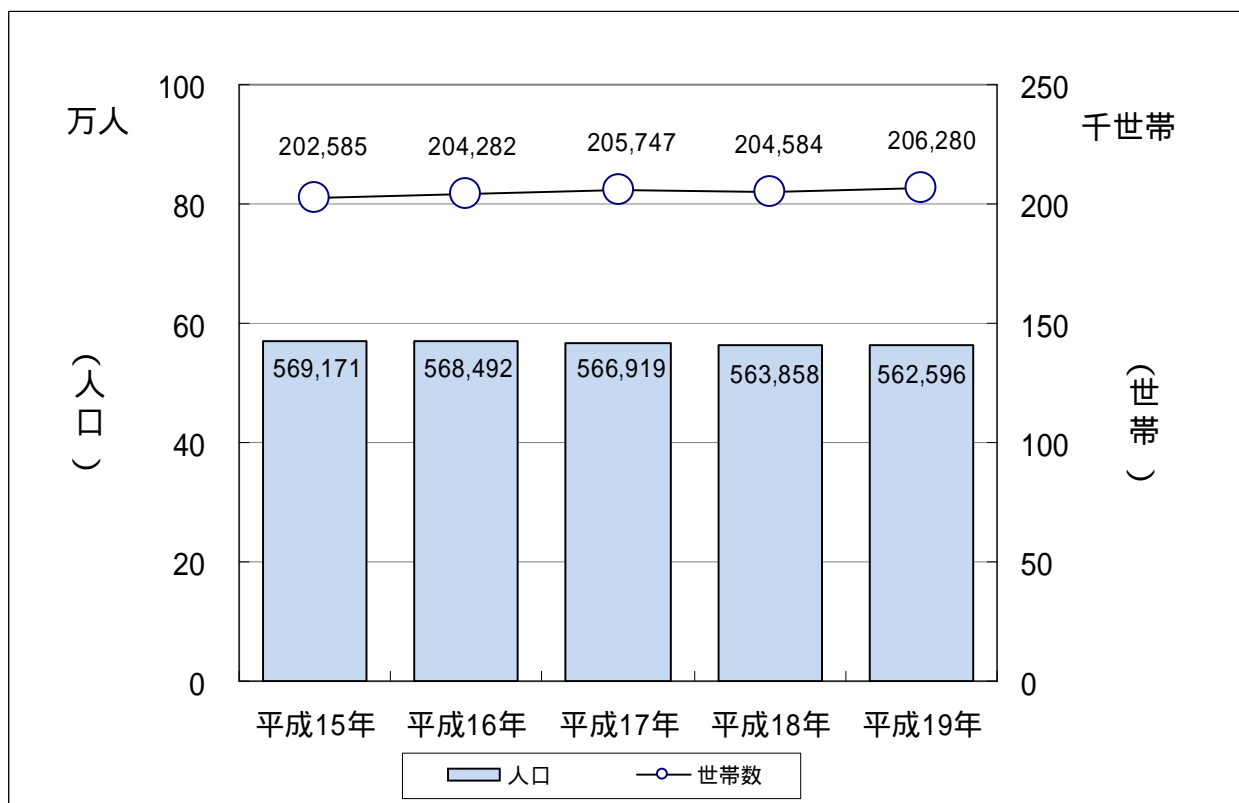


図2-2-2 人口、世帯数の推移

### (3) 住宅等の分布

対象事業実施区域周辺の住宅等の分布状況は図2-2-3のとおりである。



図2-2-3 対象事業実施区域周辺の住宅等分布状況

#### (4) 産業別従業者数の推移

本圏域の産業別従業者数の推移は表2-2-3及び表2-2-4のとおりで、サービス業、卸売・小売業などの第3次産業が大きな割合を占めている。

表2-2-3 産業別(大分類)従業者数の推移

市町村名	年次	就業人口				
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	その他	合計
長野市	平成17年	12,766	41,503	125,514	5,011	184,794
	平成12年	13,855	50,705	123,931	2,964	191,455
	平成7年	16,504	55,094	122,258	527	194,383
須坂市	平成17年	3,678	9,245	14,985	51	27,959
	平成12年	3,619	11,384	14,421	41	29,465
	平成7年	3,919	11,998	13,902	8	29,827
更埴市	平成17年	2,030	6,794	11,045	97	19,966
	平成12年	2,066	7,664	10,756	15	20,501
	平成7年	2,456	8,646	9,860	3	20,965
上山田町	平成17年	445	980	2,056	31	3,512
	平成12年	529	1,157	2,134	0	3,820
	平成7年	564	1,162	2,359	3	4,088
大岡村	平成17年	289	132	324	0	745
	平成12年	299	226	317	2	844
	平成7年	361	311	342	0	1,014
坂城町	平成17年	856	3,962	3,751	34	8,603
	平成12年	978	4,793	3,541	10	9,322
	平成7年	1,201	5,001	3,374	5	9,581
戸倉町	平成17年	791	3,454	5,087	63	9,395
	平成12年	817	3,979	4,999	1	9,796
	平成7年	988	4,144	4,996	6	10,134
小布施町	平成17年	1,592	1,865	3,203	15	6,675
	平成12年	1,587	2,149	2,997	5	6,738
	平成7年	1,699	2,277	2,689	2	6,667
高山村	平成17年	964	1,526	1,933	10	4,433
	平成12年	974	1,829	1,816	8	4,627
	平成7年	1,053	1,855	1,678	3	4,589
信州新町	平成17年	724	846	1,389	0	2,959
	平成12年	742	1,125	1,437	0	3,304
	平成7年	926	1,513	1,430	5	3,874
豊野町	平成17年	1,226	1,182	2,953	141	5,502
	平成12年	1,359	1,432	2,835	6	5,632
	平成7年	1,428	1,607	2,555	6	5,596
信濃町	平成17年	883	1,513	2,891	30	5,317
	平成12年	798	1,863	2,997	2	5,660
	平成7年	923	2,506	3,212	10	6,651
牟礼村	平成17年	818	1,069	2,300	33	4,220
	平成12年	830	1,178	2,290	2	4,300
	平成7年	931	1,304	2,170	0	4,405
三水村	平成17年	1,187	747	1,325	24	3,283
	平成12年	1,210	909	1,277	0	3,396
	平成7年	1,307	1,010	1,228	4	3,549
戸隠村	平成17年	744	525	1,427	48	2,744
	平成12年	855	655	1,565	1	3,076
	平成7年	1,028	847	1,516	2	3,393
鬼無里村	平成17年	368	261	475	11	1,115
	平成12年	359	408	573	0	1,340
	平成7年	426	565	618	1	1,610
小川村	平成17年	524	513	792	1	1,830
	平成12年	446	692	790	0	1,928
	平成7年	343	983	782	1	2,109
中条村	平成17年	342	299	577	5	1,223
	平成12年	421	474	644	0	1,539
	平成7年	566	619	677	2	1,864
圏域全体	平成17年	30,227	76,416	182,027	5,605	294,275
	平成12年	31,744	92,622	179,320	3,057	306,743
	平成7年	36,623	101,442	175,646	588	314,299

出典：長野県ホームページ；長野県統計データベース

表2-2-4 産業大分類別従業者数

上段：従業者数 下段：構成比率

産業分類	長野市	須坂市	更埴市	上山田町	大岡村	坂城町	戸倉町	小布施町	高山村	信州新町	豊野町	信濃町	牟礼村	三水村	戸隠村	鬼無里村	小川村	中条村	圏域全体
農業	12,587	3,673	2,020	444	286	855	787	1,592	960	698	1,225	864	816	1,183	737	367	521	304	29,919
	6.81%	13.14%	10.12%	12.64%	38.39%	9.94%	8.38%	23.85%	21.66%	23.59%	22.26%	16.25%	19.34%	36.03%	26.86%	32.91%	28.47%	24.86%	10.17%
	175	4	10	1	3	1	3	0	4	26	1	11	2	4	7	1	3	38	294
林業	0.09%	0.01%	0.05%	0.03%	0.40%	0.01%	0.03%	0.00%	0.09%	0.88%	0.02%	0.21%	0.05%	0.12%	0.26%	0.09%	0.16%	3.11%	0.10%
	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	14
	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.05%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
小計	12,766	3,678	2,030	445	289	856	791	1,592	964	724	1,226	883	818	1,187	744	368	524	342	30,227
	6.91%	13.15%	10.17%	12.67%	38.79%	9.95%	8.42%	23.85%	21.75%	24.47%	22.28%	16.61%	19.38%	36.16%	27.11%	33.00%	28.63%	27.96%	10.27%
	35	16	4	1	0	3	3	3	4	18	1	0	2	0	1	1	1	0	93
鉱業	0.02%	0.06%	0.02%	0.03%	0.00%	0.03%	0.03%	0.04%	0.09%	0.61%	0.02%	0.00%	0.05%	0.00%	0.04%	0.09%	0.05%	0.00%	0.03%
	16,285	2,594	1,793	204	85	588	705	522	460	374	429	587	417	273	241	153	256	84	26,050
	8.81%	9.28%	8.98%	5.81%	11.41%	6.83%	7.50%	7.82%	10.38%	12.64%	7.80%	11.04%	9.88%	8.32%	8.78%	13.72%	13.99%	6.87%	8.85%
建設業	25,183	6,635	4,997	775	47	3,371	2,746	1,340	1,062	454	752	926	650	474	283	107	256	215	50,273
	13.63%	23.73%	25.03%	22.07%	6.31%	39.18%	29.23%	20.07%	23.96%	15.34%	13.67%	17.42%	15.40%	14.44%	10.31%	9.60%	13.99%	17.58%	17.08%
	41,503	9,245	6,794	980	132	3,962	3,454	1,865	1,526	846	1,182	1,513	1,069	747	525	261	513	299	76,416
製造業	22.46%	33.07%	34.03%	27.90%	17.72%	46.05%	36.76%	27.94%	34.42%	28.59%	21.48%	28.46%	25.33%	22.75%	19.13%	23.41%	28.03%	24.45%	25.97%
	989	98	41	6	1	13	19	10	15	11	15	19	7	13	7	2	2	0	1,268
	0.54%	0.35%	0.21%	0.17%	0.13%	0.15%	0.20%	0.15%	0.34%	0.37%	0.27%	0.36%	0.17%	0.40%	0.26%	0.18%	0.11%	0.00%	0.43%
運輸・通信業	14,731	1,534	1,195	116	25	311	471	259	216	129	304	254	217	113	90	43	68	68	20,144
	7.97%	5.49%	5.99%	3.30%	3.36%	3.62%	5.01%	3.88%	4.87%	4.36%	5.53%	4.78%	5.14%	3.44%	3.28%	3.86%	3.72%	5.56%	6.85%
	34,573	4,238	3,266	453	57	1,072	1,500	960	524	373	902	637	546	340	262	97	219	149	50,168
卸売・小売業	18.71%	15.16%	16.36%	12.90%	7.65%	12.46%	15.97%	14.38%	11.82%	12.61%	16.39%	11.98%	12.94%	10.36%	9.55%	8.70%	11.97%	12.18%	17.05%
	6,195	541	366	42	3	108	134	120	47	28	90	41	71	36	20	2	15	15	7,874
	3.35%	1.93%	1.83%	1.20%	0.40%	1.26%	1.43%	1.80%	1.06%	0.95%	1.64%	0.77%	1.68%	1.10%	0.73%	0.18%	0.82%	1.23%	2.68%
金融・保険業	1881	135	68	25	1	25	43	20	18	5	19	23	9	3	10	2	3	2	2292
	1.02%	0.48%	0.34%	0.71%	0.00%	0.29%	0.46%	0.30%	0.41%	0.17%	0.35%	0.43%	0.21%	0.09%	0.36%	0.18%	0.16%	0.16%	0.78%
	60,437	7,630	5,558	1,354	211	2,058	2,697	1,689	1,020	770	1,447	1,792	1,320	713	960	270	425	284	90,635
不動産業	32.71%	27.29%	27.84%	38.55%	28.32%	23.92%	28.71%	25.30%	23.01%	26.02%	26.30%	33.70%	31.28%	21.72%	34.99%	24.22%	23.22%	23.22%	30.80%
	6,708	809	551	60	26	164	223	145	93	73	176	125	130	107	78	59	60	59	9,646
	3.63%	2.89%	2.76%	1.71%	3.49%	1.91%	2.37%	2.17%	2.10%	2.47%	3.20%	2.35%	3.08%	3.26%	2.84%	5.29%	3.28%	4.82%	3.28%
サービス業	125,514	14,985	11,045	2,056	324	3,751	5,087	3,203	1,933	1,389	2,953	2,891	2,300	1,325	1,427	475	792	577	182,027
	67.92%	53.60%	55.32%	58.54%	43.49%	43.60%	54.15%	47.99%	43.60%	46.94%	53.67%	54.37%	54.50%	40.36%	52.00%	42.60%	43.28%	47.18%	61.86%
	5011	51	97	31	0	34	63	15	10	0	141	30	33	24	48	11	1	5	5605
その他	2.71%	0.18%	0.49%	0.88%	0.00%	0.40%	0.67%	0.22%	0.23%	0.00%	2.56%	0.56%	0.78%	0.73%	1.75%	0.99%	0.05%	0.41%	1.90%
	184,794	27,959	19,966	3,512	745	8,603	9,395	6,675	4,433	2,959	5,502	5,317	4,220	3,283	2,744	1,115	1,830	1,223	294,275
	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
総計	5011	51	97	31	0	34	63	15	10	0	141	30	33	24	48	11	1	5	5605
総計	2.71%	0.18%	0.49%	0.88%	0.00%	0.40%	0.67%	0.22%	0.23%	0.00%	2.56%	0.56%	0.78%	0.73%	1.75%	0.99%	0.05%	0.41%	1.90%
	184,794	27,959	19,966	3,512	745	8,603	9,395	6,675	4,433	2,959	5,502	5,317	4,220	3,283	2,744	1,115	1,830	1,223	294,275
	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

出典 長野県ホームページ：長野県統計データベース

## 2.2.2 交通の状況

対象事業実施区域周辺の主な道路及び鉄道の路線図は図2-2-4に示すとおりである。

### (1) 道路

対象事業実施区域周辺の主な道路は、国道18号、19号、117号、403号、406号と主要地方道及び一般県道が縦横に走っている。主な道路交通量は表2-2-5に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域に隣接して、敷地南側には市道若里村山堤防線が犀川に沿って走り、敷地北側には市道松岡南線が走っている(交通量調査はしていない)。

表2-2-5 主な道路交通量

番号	路線名	観測地点名	平日 (12時間) 交通量	休日 (12時間) 交通量
1	国道18号	赤沼2391	19,496	17,958
2	国道18号	柳原小島168-1	24,318	21,308
3	国道18号	西和田441-2	19,816	18,000
4	国道18号	高田1720	18,280	17,622
5	国道18号	稲葉	5,832	5,638
6	国道18号	稲葉	17,737	15,778
7	国道18号	高田字久保沖	21,823	20,621
8	国道18号	青木島町大塚393-1	38,809	35,988
9	国道18号	青木島町大塚6113	47,146	40,335
10	国道18号	小島田町749-3	30,112	28,771
11	国道19号	高田582-1	14,120	10,311
12	国道19号	鶴賀1617-2	20,061	16,568
13	国道19号	岡田町40-3	26,432	23,699
14	国道19号長野南バイパス	川中島町下氷鉦	19,623	19,307
15	国道117号	中御所字九反	35,319	27,278
16	国道117号	青木島町青木島	38,186	33,955
17	国道117号	青木島町大塚	8,661	4,962
18	国道403号	若穂川田字瀬在	9,245	5,011
19	国道403号	松代町小島田字釜屋北沖	9,532	5,011
20	国道406号	茂菅	6,548	4,926
21	国道406号	鶴賀字流	17,462	-
22	長野菅平線(県道34号線)	大豆島中	11,363	9,301



番号	路線名	観測地点名	平日 (12時間) 交通量	休日 (12時間) 交通量
23	長野菅平線 (県道34号線)	鶴賀七瀬南部	7,518	7,412
24	長野菅平線 (県道34号線)	鶴賀字東河原	5,102	4,904
25	長野真田線 (県道35号線)	稲里町下氷鉤	17,982	10,051
26	長野信濃線 (県道37号線)	上松町湯谷東沖	19,881	13,500
27	長野須坂ｲﾝﾀｰ線 (県道58号線)	高田字上高田	15,184	11,982
28	長野須坂ｲﾝﾀｰ線 (県道58号線)	屋島字北長野	26,381	21,558
29	長野荒瀬原線 (県道60号線)	吉田	7,115	10,061
30	村山綿内停車場線 (県道347号線)	須坂市福島屋敷	7,218	7,186
31	柳原停車場線 (県道370号線)	-	4,656	4,601
32	三才大豆島中御所線 (県道372号線)	真島町川合	4,648	3,015
33	三才大豆島中御所線 (県道372号線)	真島町真島	7,611	5,457
34	三才大豆島中御所線 (県道372号線)	稲葉字日詰	11,655	8,658
35	三才大豆島中御所線 (県道372号線)	大豆島中ノ島	15,576	11,455
36	三才大豆島中御所線 (県道372号線)	若里	14,673	14,367
37	三才大豆島中御所線 (県道372号線)	富竹665	6,624	6,973
38	三才大豆島中御所線 (県道372号線)	稲葉中河原中	7,134	7,841
39	北長野停車場線 (県道373号線)	-	5,102	4,904
40	北長野停車場中俣線 (県道374号線)	-	5,102	4,904
41	大豆島吉田線 (県道375号線)	風間字中下	7,842	7,924
42	長野停車場岡田線 (県道376号線)	大字中御所岡田	5,980	7,734
43	牛島綿内停車場線 (県道377号線)	若穂牛島字村北沖	6,240	6,209
44	関崎川中島停車場線 (県道380号線)	-	2,841	2,403
45	関崎川中島停車場線 (県道380号線)	-	2,841	2,403
46	中村金井山停車場線 (県道382号線)	-	2,841	2,403
47	長野豊野線 (県道399号線)	長野字大門	16,102	5,947

注：表中の番号は図2-2-4に挿入の番号に対応

出典：平成17年度道路交通センサス

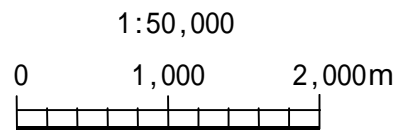
## (2) 鉄道

対象事業実施区域周辺にはJR東日本の信越本線及び長野新幹線が南南西から北東に走り、長野電鉄の長野線が西から東に、屋代線が北東から南西に走っている。



凡例 : 対象事業実施区域の位置

-  高速自動車国道
-  一般国道(指定区間)
-  一般国道(指定区間外)
-  主要地方道
-  一般県道



出典：長野建設事務所管内図 H19年3月

図2-2-4 道路及び鉄道の路線図

## 2.2.3 土地利用の状況

### (1) 土地利用

本圏域の土地利用状況は表2-2-6に示すとおりで、山林及び畑が多くを占めている。また、対象事業実施区域周辺の土地利用状況は図2-2-5に示すとおりである。

図2-2-5によると、対象事業実施区域はサンマリーンながのが存在し商業の用に供されており、その周辺の北側は、住宅用地、公益施設用地、工業用地及び畑の混在地域となっている。また、対象事業実施区域の南側は、犀川の河川区域となっている。

表2-2-6 地目別土地利用状況

市町村名	総面積 km <sup>2</sup>	田 千m <sup>2</sup>	畑 千m <sup>2</sup>	宅地 千m <sup>2</sup>	鉱泉地 千m <sup>2</sup>	池沼 千m <sup>2</sup>	山林 千m <sup>2</sup>	牧場 千m <sup>2</sup>	原野 千m <sup>2</sup>	その他 千m <sup>2</sup>
長野市	737.86	39,553	79,645	60,867	0	334	326,488	0	69,731	161,242
須坂市	149.84	3,492	19,438	9,138	0	52	40,021	0	610	77,089
千曲市	119.84	10,302	12,096	12,080	0	209	40,212	0	6,326	38,616
大岡村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
坂城町	53.64	2,495	6,000	3,889	0	4	14,224	0	11,059	15,969
小布施町	19.07	2,017	6,292	2,020	0	0	1,009	0	296	7,437
高山村	98.50	1,943	6,679	1,970	0	0	24,513	1,707	28,258	33,431
信州新町	70.73	2,090	10,999	1,576	0	16	21,682	8	10,659	23,699
豊野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信濃町	149.27	10,833	7,237	5,162	0	4,759	91,020	353	8,102	21,804
牟礼村	39.85	3,903	5,268	3,420	0	328	17,183	0	1,160	8,589
三水村	35.46	6,099	6,249	1,418	0	5	11,925	0	2,854	6,910
戸隠村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鬼無里村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小川村	58.07	1,510	6,830	1,501	0	25	29,190	0	8,680	10,335
中条村	33.29	787	4,410	962	0	30	18,454	0	2,010	6,638

(平成17年1月1日現在)

注：鬼無里村、戸隠村、大岡村、豊野町は平成17年に長野市に編入、同じく牟礼村と三水村は飯綱町として合体。

出典：平成16年長野県統計書

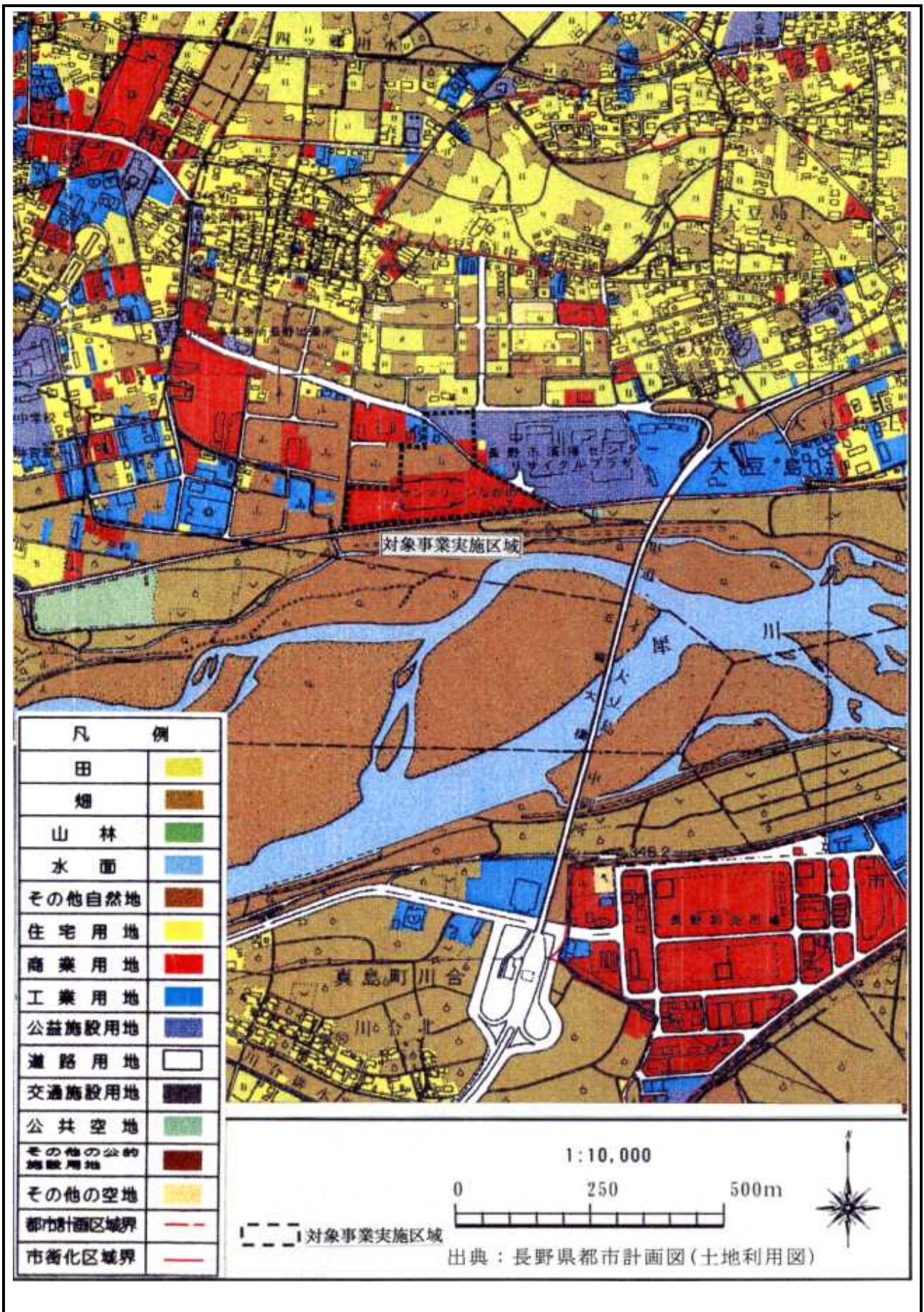


図2-2-5 対象事業実施区域周辺の土地利用状況(平成11年)

## (2) 都市計画区域

長野市の都市計画区域及び用途地域の指定状況を表2-2-7に、対象事業実施区域周辺の用途地域指定状況図を図2-2-6に示す。

都市計画区域約20,000haのうち約6,000haが市街化区域に指定され、残りが市街化調整区域となっている。なお、対象事業実施区域を含めた周辺は、工業地域に指定されている。

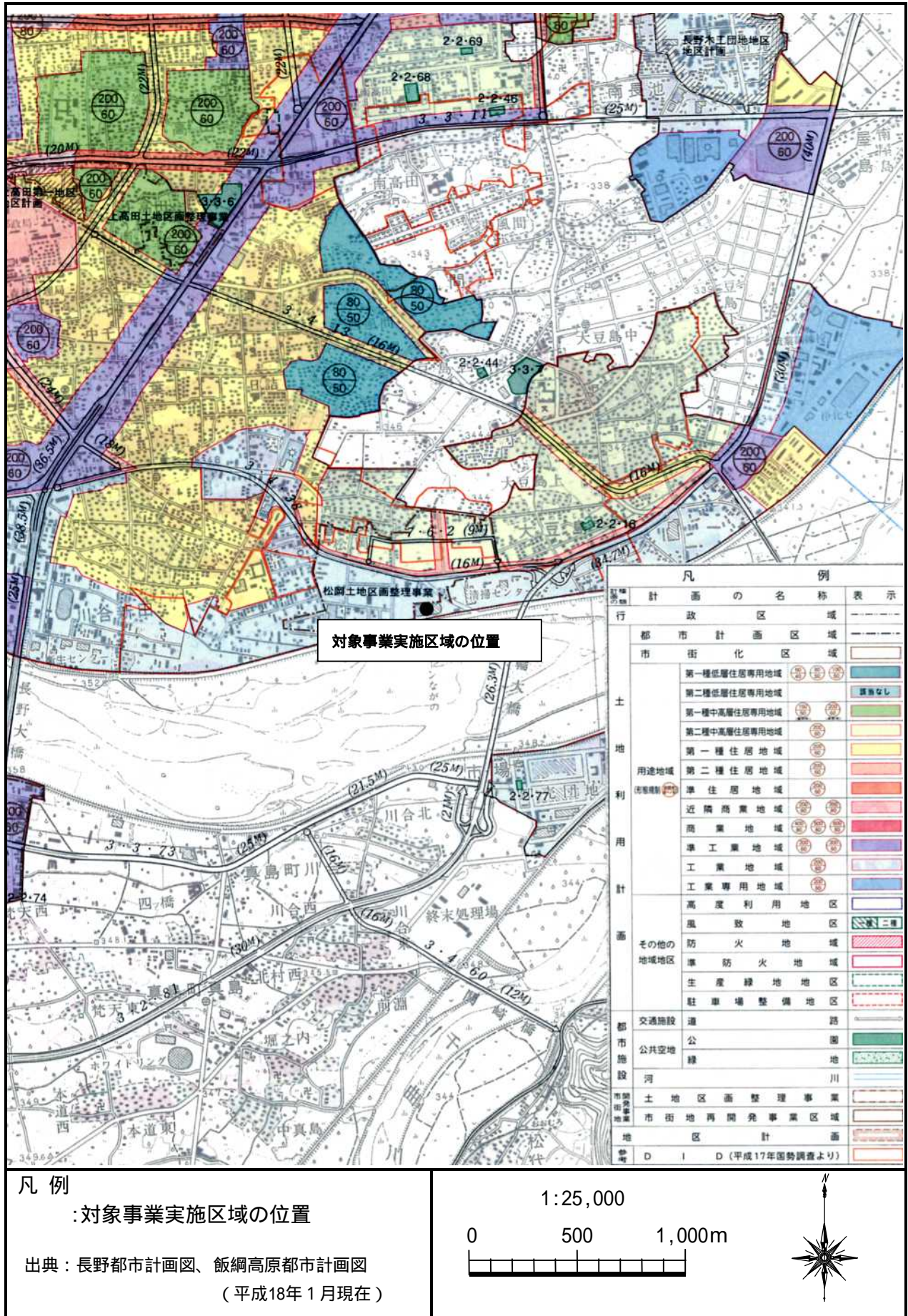
対象事業実施区域近隣区域には、松岡土地区画整理事業区域があり、都市施設として長野市清掃センターが都市計画決定（平成15年6月9日）されている。

表2-2-7 都市計画区域等面積

単位：ha

項 目	対 象 面 積	
都市計画区域面積	20,161	
市街化区域面積	5,914	
用 途 地 域 面 積	第1種低層住居専用地域	1,077
	第2種低層住居専用地域	0
	第1種中高層住居専用地域	508
	第2種中高層住居専用地域	659
	第1種住居地域	1,752
	第2種住居地域	264
	準住居地域	95
	近隣商業地域	182
	商業地域	231
	準工業地域	649
	工業地域	436
	工業専用地域	61
市街化調整区域	14,247	

出典：長野市都市計画課、長野市の都市計画



凡 例

:対象事業実施区域の位置

出典：長野都市計画図、飯綱高原都市計画図  
(平成18年1月現在)

1:25,000

0 500 1,000m

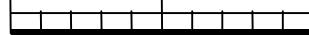


図2-2-6 対象事業実施区域周辺の用途地域指定状況

## 2.2.4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況

調査範囲内（4km）における環境保全に配慮が必要な施設として、学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所（保育園）、医療法に規定する病院及び診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館法に規定する図書館並びに老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム等があり、表2-2-8から表2-2-12に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域周辺1km範囲に存在する施設を図2-2-7に示す。

### (1) 学 校

調査範囲内（4km）の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・短期大学、養護・盲・聾学校は表2-2-8(1)～(6)に示すとおりである。なお、高等専門学校は存在しない。

表 2-2-8(1) 幼稚園

幼稚園名	住 所	幼稚園名	住 所
あかしや幼稚園	東和田	長野ひまわり幼稚園	若里
古牧あけぼの幼稚園	高田五分一	東長野幼稚園	小島田町
信濃ひまわり幼稚園	大豆島	ルンビニ幼稚園	栗田
俊英幼稚園	青木島大塚	若穂幼稚園	若穂綿内
長野あけぼの幼稚園	七瀬中町	和光幼稚園	西和田

出典：長野市幼稚園連盟

表 2-2-8(2) 小学校

小学校名	住 所	小学校名	住 所
青木島小学校	青木島町大塚	鍋屋田小学校	上千歳町
朝陽小学校	北長池	南部小学校	鶴賀
川田小学校	若穂川田	真島小学校	真島町真島
古牧小学校	高田	大豆島小学校	大豆島
裾花小学校	中御所	緑ヶ丘小学校	高田
芹田小学校	栗田	綿内小学校	若穂綿内
寺尾小学校	松代町柴		

注：網掛け部分は対象事業実施区域1km以内に存在する施設

出典：<http://www.nagano-ngn.ed.jp/school/annai/htm/esschool.html>

表 2-2-8(3) 中学校

中学校名	住 所	中学校名	住 所
更北中学校	青木島町大塚	裾花中学校	安茂里
犀陵中学校	川合新田	長野日本大学中学校	東和田中道
櫻ヶ岡中学校	高田川端	柳町中学校	三輪
三陽中学校	高田北窪	若穂中学校	若穂川田

注：網掛け部分は対象事業実施区域1km以内に存在する施設

出典：<http://www.nagano-ngn.ed.jp/school/annai/htm/esschool.html>

表 2-2-8(4) 高等学校

高等学校名	住 所	高等学校名	住 所
長野工業高等学校	差出南	長野東高等学校	大豆島
長野日本大学高等学校	東和田中道	文化女子大学付属高等学校	上千田

出典：長野県庁ホームページ：長野県教育委員会

表 2-2-8(5) 大学・短期大学

大学・短期大学名	住 所	大学・短期大学名	住 所
信州大学工学部	若里	長野経済短期大学	東和田

出典：長野県庁ホームページ：長野県教育委員会

表 2-2-8(6) 養護・盲・聾学校

養護・盲・聾学校名	住 所	養護・盲・聾学校名	住 所
長野盲学校	北尾張部	長野聾学校	三輪

出典：長野県庁ホームページ：長野県教育委員会

(2) 保育所

調査範囲内（4km）の保育所は表2-2-9に示すとおりである。

表 2-2-9 保育所

保育所名	住 所	保育所名	住 所
青木島保育園	青木島町大塚	芹田東部保育園	中千田
秋葉保育園	緑町	丹波島保育園	青木島町青木島
風間保育園	風間	寺尾保育園	松代町小島田
上高田保育園	高田	中御所保育園	中御所
川田保育園	若穂川田	長野大橋保育園	青木島町大塚
栗田保育園	栗田	博愛保育園	七瀬中町
古牧東部保育園	南長池	北条保育園	北条
山王保育園	北石堂町	真島保育園	真島町真島
白百合第二保育園	三輪	大豆島保育園	大豆島
白百合保育園	三輪	柳町保育園	三輪
杉の子あびっく保育園	屋島	りんどう保育園	三輪
杉の子第二保育園	柳原	若葉保育園	緑町
聖フランシスコ保育園	西鶴賀	綿内保育園	若穂綿内

注：網掛け部分は対象事業実施区域 1 km以内に存在する施設

出典：長野市ホームページ、長野市保健福祉部保育課



(3) 病院及び診療所

調査範囲内(4km)の病院は表2-2-10(1)に示すとおりであり、また診療所のうち病床を有する施設は表2-2-10(2)に示すとおりである。

表 2-2-10(1) 病院

病院名	住所	病院名	住所
愛和病院	鶴賀	鶴賀病院	鶴賀居町
N T T 東日本長野病院	三輪	ナカジマ外科病院	青木島
栗田病院	栗田	長野赤十字病院	若里
小林脳神経外科病院	三輪	長野中央病院	西鶴賀町
小林病院	南千歳	長野松代病院附属若穂病院	若穂綿内
竹重病院	田町	東口病院	栗田
田中病院	西和田	東和田病院	東和田

表 2-2-10(2) 診療所(病床を有する診療所のみ)

診療所名	住所	診療所名	住所
安藤外科整形外科	高田中村	三輪田町産婦人科	三輪
池田眼科	松岡	丸山産婦人科医院	南千歳町
おおくぼ眼科長野クリニック	末広町	船崎整形外科産婦人科医院	中御所
岡田内科	西鶴賀町	村井産婦人科	大豆島
小林医院	中御所	矢嶋医院	東和田
鈴木泌尿器科	鶴賀	山田眼科	鶴賀緑町
鳥山眼科医院	栗田	吉澤産婦人科医院	鶴賀
彦坂医院	鶴賀七瀬		

注：網掛け部分は対象事業実施区域1km以内に存在する施設  
出典：長野市保健所

(4) 図書館

調査範囲内(4km)の図書館は表2-2-11に示すとおりである。

表 2-2-11 図書館

図書館名	住所	図書館名	住所
長野図書館(県立)	若里	ライブラリー82	岡田

出典：長野県教育委員会

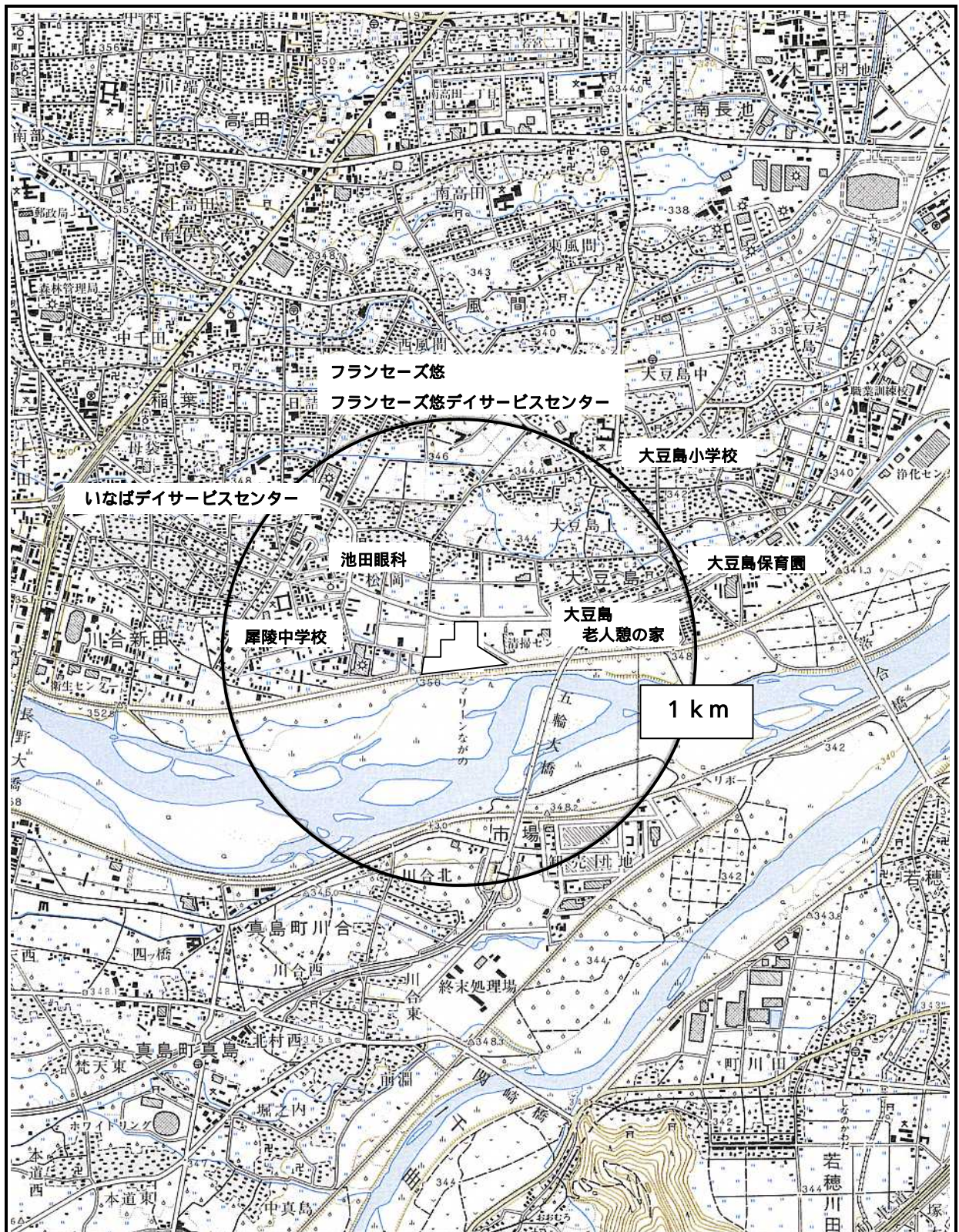
(5) 特別養護老人ホーム等

調査範囲内(4km)の特別養護老人ホーム等は表2-2-12に示すとおりである。

表 2-2-12 特別養護老人ホーム

特別養護老人ホーム名	住所	特別養護老人ホーム名	住所
あさひ福祉会こうほく	稲里町下氷鉦	いなばデイサービスセンター	稲葉
フランセーズ悠	大豆島	フランセーズ悠	大豆島
真島の里	真島町真島	デイサービスセンター	
大豆島老人憩の家	大豆島		

注：網掛け部分は対象事業実施区域1km以内に存在する施設  
出典：独立行政法人福祉医療機構ワムネット



凡例

- : 対象事業実施区域の位置
- : 学校等の配慮が必要な施設

1:25,000

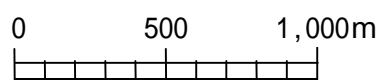


図2-2-7 対象事業実施区域 1 km以内に存在する学校等の配慮が必要な施設

## 2.2.5 水域の利用状況

### (1) 河川、湖沼及び地下水の利用状況

#### ア. 水道水源としての利用状況

長野区域の利水状況は、表2-2-13～15に示すとおりである。

対象事業実施区域のある長野市の上水利水状況は、表2-2-13より地表水(ダム、河川)、地下水(伏流水、浅井戸水、深井戸水、湧水)を取水源としている。

また、対象事業実施区域のある長野市の水源及び水道施設は図2-2-8(1)に示すとおりであり、対象事業実施区域周辺には近傍を流れる犀川を水源とする犀川浄水場が、犀川上流(西方)約4.5km地点にあり、また、川合新田の伏流水を水源とする川合新田水源が、予定地西方約1.5km地点にある。

表2-2-13 上水の利水状況

事業主体	最終認可年月日	給水人口(人)				年間取水量(千m <sup>3</sup> )								
		計画値	給水区域内	現在	普及率	地表水			地下水				浄水受水	計
						ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井戸水	深井戸水	湧水		
長野市	H5.3.31	307,300	270,829	268,698	99.2	18,935		2,825	4,475	2,588	8,985	409		38,217
須坂市	H16.12.17	56,300	51,599	51,583	100.0	2,082		1,304	1,161		3,357	518		8,422
千曲市	H5.11.5	7,100	5,902	5,902	100.0			450			41	300	77	868
小布施町	H6.3.29	14,700	11,376	11,371	100.0						1,445			1,445
高山村	H12.3.28	6,370	5,438	5,438	100.0			336			40	411		787
信濃町	H14.3.27	10,200	9,076	8,989	99.0			41	64		717	746		1,568
飯綱町 (牟礼地区)	H13.3.15	10,000	7,165	6,102	85.2				289		723			1,012
飯綱町 (三水地区)	H10.8.27	6,000	5,125	5,113	99.8			377			334			711
計		417,970	366,510	363,196	99.1	21,017	0	18,768	5,989	2,588	26,071	2,384	77	76,894

(平成19年3月31日現在)

注：豊野町は平成17年に長野市に編入、同じく牟礼村と三水村は飯綱町として合体。

出典：長野県ホームページ；長野県の水道

表2-2-14 簡易水道の利水状況

事業名称	認可 年月日	経営	給水人口(人)				計画1日最大取水量(m <sup>3</sup> )									
			計画	給水 区域内	現在	普及率	地表水			地下水			その他 湧水等	受水	計	
							ダム	湖沼	河川	伏流水	浅井戸	深井戸				
長野市寺町北部	S31.4.8	住	370	240	240	100.0						180				180
長野市大岡	H17.1.1	市	1,810	1,436	1,406	97.9	141					62	453			656
長野市聖山高原	H17.1.1	市	4,600	5	4	80.0						920				920
長野市たら原	H17.1.1	市	900	2	2	100.0						195				195
長野市越水	H17.1.1	市	420	115	115	100.0						593				593
長野市宝光社	H17.1.1	市	760	393	393	100.0							114			114
長野市上野	H17.1.1	市	1,440	1,300	1,300	100.0					230	400	40			670
長野市下祖山	H17.1.1	市	270	207	207	100.0						50	39			89
長野市南部	H17.1.1	市	250	179	179	100.0							50			50
長野市西	H17.1.1	市	2,350	1,837	1,797	97.8			634	17		196	18			865
長野市中社	S4.4.30	住	900	602	602	100.0				135			0			135
長野市鬼無里	H17.1.1	市	2,523	2,081	1,965	94.4			300				1,237			1,537
須坂市峰の原	H10.4.20	市	1,060	180	180	100.0			1,306			1,000	69			2,375
須坂市菅平グリーン別荘地	H16.3.31	私	600	41	41	100.0						150				150
須坂市峰の原分譲地	H15.3.31	私	800	7	7	100.0						240				240
千曲市大田原	S48.8.1	市	310	175	175	100.0			78							78
千曲市樺平	S48.3.31	市	1,250	0	0	0.0			40			70	140			250
千曲市桑原	H15.3.31	市	2,160	2,001	2,001	100.0			866							866
千曲市千曲高原	H11.4.1	私	150	0	0	0.0							100			100
坂城町網掛	S31	住	200	119	119	100.0					30					30
高山村山田	H9.3.26	村	2,600	2,099	2,097	99.9			410			1,003	447			1,860
信州新町信州新町	S33.12.13	町	4,350	4,043	3,949	97.7						2603	70			2,673
信州新町牧田中	H1.7.6	町	250	174	174	100.0							63			63
信州新町鹿道	S32.12.13	町	150	76	76	100.0					22					22
信州新町日名	S34.3.10	町	350	111	111	100.0					52					52
信州新町置原	S32.12.13	町	180	35	35	100.0							27			27
信州新町橋木	S32.12.13	町	180	54	54	100.0							27			27
信州新町南部	S56.2.23	町	210	100	100	100.0							42			42
信州新町塩本	S35.4.20	町	300	102	102	100.0							45			45
信州新町左右	S36.6.12	町	150	53	53	100.0							22			22
信濃町古海	H6.8.23	町	500	295	279	94.6							420			420
信濃町菅川	S56.4.13	町	130	71	67	94.4							61			61
信濃町野尻湖高原緑の村	H12.5.17	私	2,010	15	12	80.0						875				875
信濃町長範山	H5.3.31	私	450	0	0	0.0					113					113
信濃町美山郷別荘団地	H7.12.19	私	3,400	12	12	100.0						850				850
信濃町斑尾東急リゾート	H8.3.29	私	2,020	510	111	21.8			260	560		1,530				2,350
信濃町黒姫高原別荘地	S62.9.30	私	400	20	5	25.0						80				80
飯綱町飯綱アヒラント	H11.4.1	私	1,600	393	393	100.0						400				400
飯綱町アヒラ別荘分譲地	H5.3.31	私	1,000	17	17	100.0						864				864
飯綱町飯綱牟礼コート	H8.3.22	私	500	0	0	0.0						100				100
小川村小川村	H8.4.1	村	4,120	3,311	3,269	98.7	645		990				155			1,790
中条村中条村	H11.1.25	村	2,900	2,393	2,291	95.7			1,411				218			1,629
計			50,873	24,804	23,940	96.5	786		6,295	816	2,946	9,758	3,857	0		24,458

出典：長野県ホームページ；長野県の水道

(平成19年3月31日現在)

表2-2-15 専用水道の利水状況

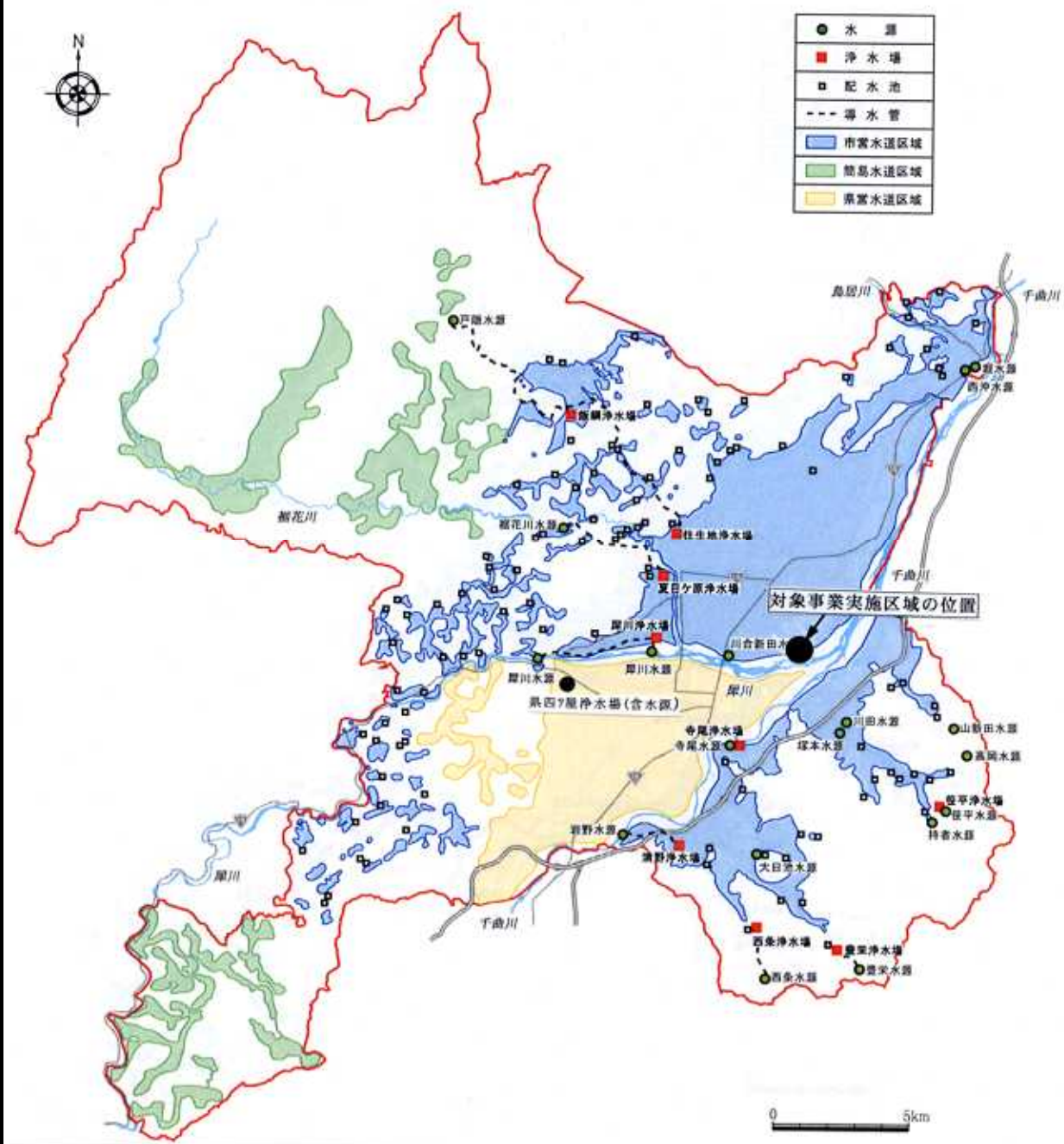
施設名	設置者名	確認 年月日	給水人口		施設能力 m <sup>3</sup> /日	原水の 種別
			確認時	現在		
長野日本無線(株)	長野日本無線(株)	H19.5.16	1,410	0	286	深井戸
長野宿泊所	公立学校共済組合	H19.3.19	101	0	40	深井戸
(有)ホテル白樺	(有)ホテル白樺	H19.3.27	34	0	70	深井戸
長野厚生年金会館	長野厚生年金会館	H19.4.3	100	0	50	浄水受水
(株)みすずコーポレーション 本社工場内食堂	(株)みすずコーポレーション	H19.3.26	264	0	33	深井戸・浄水受水
篠ノ井ゴルフパーク	篠ノ井ゴルフパーク	H18.4.11	378	0	53	深井戸
真島の里	真島の里	H19.4.17	119	126	40	深井戸
ジャスコ長野店	イオン(株)	H19.3.22	300	0	46	深井戸
(株)ナカジマ会館	(株)ナカジマ会館	H17.4.4	0	0	222	深井戸
東日本旅客鉄道(株)長野支社	東日本旅客鉄道(株)長野支社	H19.3.30	50,493	0	687	深井戸
長野赤十字病院	長野赤十字病院	H19.4.17	774	774	774	深井戸・浄水受水
鶴賀病院	鶴賀病院	H19.3.28	410	326	130	深井戸
栗田病院	栗田病院	H19.3.28	962	727	320	深井戸
13箇所			55,345	1,953		

出典：長野県ホームページ；長野県の水道

(平成19年3月31日現在)

# 水道施設配置図

(長野市水道局)



凡例

● 水源  
 ■ 浄水場  
 □ 配水池  
 --- 導水管  
 市営水道区域  
 簡易水道区域  
 県営水道区域

出典：長野市ホームページ；長野市内の水道施設

図2-2-8(1) 長野市の水源及び水道施設

イ．事業所における地下水の利用状況

長野市では、地下水保全と地盤沈下の観点から、工場及び事業所が揚水設備により地下水を採取する場合は、長野市公害防止条例により届出義務と前年度揚水量の報告を求めている。「長野市環境白書平成19年度版」によると、平成18年度末の揚水設備の設置井戸は372本、地下水揚水量は120,776m<sup>3</sup>/日となっており、主に上水道及び工業用に利用されている。

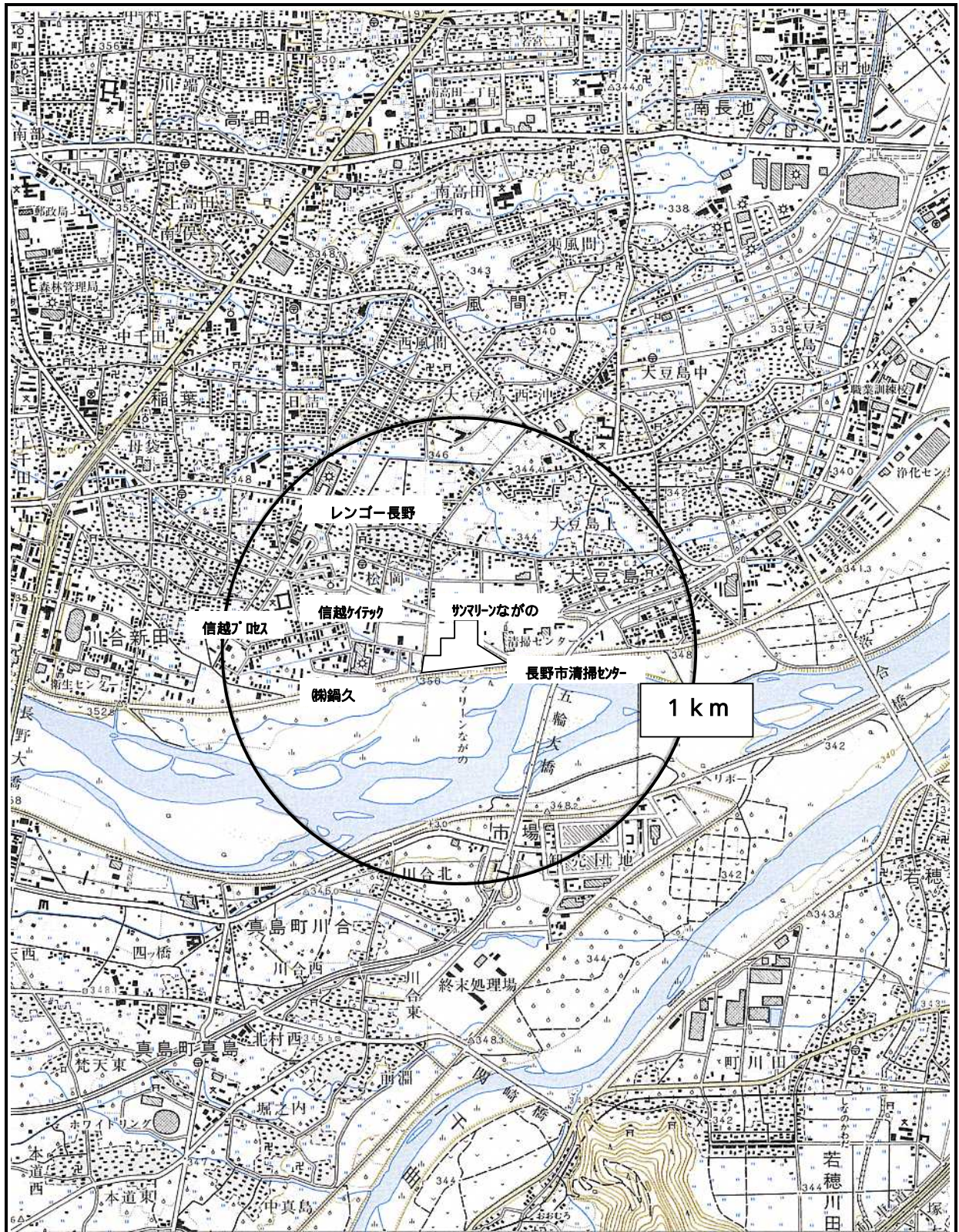
なお、対象事業実施区域周辺の1km圏内における揚水設備設置者は、表2-2-16及び図2-2-8(2)に示すとおりである。

表2-2-16 揚水設備の設置状況

施設名称	揚水施設の設置場所	ストレーナー位置 m		揚水能力 m <sup>3</sup> /日	揚水量 (H19)		用途 区分
		上限	下限		m <sup>3</sup> /年		
信越プロセス(株)	川合新田370-180	4	7	4	193		飲用水
レンゴー長野 長野工場	稲葉日詰1731			1	2,700		工業用
レンゴー長野 長野工場	稲葉日詰1731			7			
(株)鍋久 松岡工場	松岡2丁目6-18			1	155		飲用水
(株)鍋久 松岡工場	松岡2丁目6-18			0	83		その他
長野市清掃センター	松岡2丁目42-1	35	80	60	97,000		工業用
長野市清掃センター	松岡2丁目42-1	35	80	60			
長野市清掃センター	松岡2丁目42-1	40	60	50		2,850	
サンマリーンながの	松岡2丁目27-19	50	75	40	52,800		その他
(株)信越ケイテック	松岡2丁目5-15			15	6,020		工業用
備考：届出に記載がないものは、空白となっている 用途区分は、上水道・飲用・生活・工業・その他から最も近い用途を記載している							

(平成19年3月31日現在)

注：網掛け部分は対象事業実施区域500m以内に存在する施設  
出典：長野市環境部環境管理課



凡例

- : 対象事業実施区域の位置
- : 揚水設備を設置している施設

1:25,000

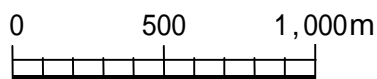


図2-2-8(2) 対象事業実施区域 1 km以内に存在する揚水設備届出者

(2) 水面利用の状況

対象事業実施区域周辺には、ほぼ南北に千曲川、西東に犀川が流れ、その流域に表2-2-17及び図2-2-9に示す漁業権が設定されている。漁業権が設定されている水系のうち、千曲川水系及び犀川水系における漁獲状況は、表2-2-18に示すとおりである。

表2-2-17 対象事業実施区域周辺における漁業権

免許番号	漁場の位置	漁場の区域
内共第1号	長野市から上流の千曲川本流及び支流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の千曲川本流及び支流。ただし、松原湖及び長湖並びにこれらを結ぶ河川、南佐久郡佐久町大字大日向地籍の古谷ダム上流端から上流250m及び下流150mの間の抜井川本流並びに小県郡丸子町大字西内地籍の内村ダム上流端から上流100m及び下流300mの間の内村川本流は除く。 基点第1号 長野市真島町真島地籍の千曲川左岸の小山用水尻暗きよ西口南端 基点第2号 長野市松代町大室地籍の千曲川右岸の長野電鉄八ナレ山隧道南端
内共第2号	長野市から下流の千曲川本流及び支流並びに長野市の区域内の犀川本流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線と、下水内郡栄村大字北信地先の新潟県境との間の千曲川本流及び支流並びに基点第3号と基点第4号を結ぶ線から下流の犀川本流。ただし、新潟県の区域の釜川本流及び支流並びに下高井郡山ノ内町大字平穏地籍の湖沼は除く。 基点第1号 長野市真島町真島地籍の千曲川左岸の小山用水尻暗きよ西口南端 基点第2号 長野市松代町大室地籍の千曲川右岸の長野電鉄八ナレ山隧道南端 基点第3号 長野市大字大豆島字大境地籍の犀川左岸の長野市清掃工場の煙突 基点第4号 長野市真島町地先の犀川右岸の真島町と青木島町との境界点
内共第3号	長野市並びに上水内郡戸隠村及び鬼無里村の区域内の裾花川本流及び支流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の裾花川本流及び支流 基点第1号 長野市大字中御所地籍の長安橋左岸橋台の上流端 基点第2号 長野市大字安茂里地籍の長安橋の右岸橋台の上流南端

出典：長野県告示第467号(平成15年9月29日)

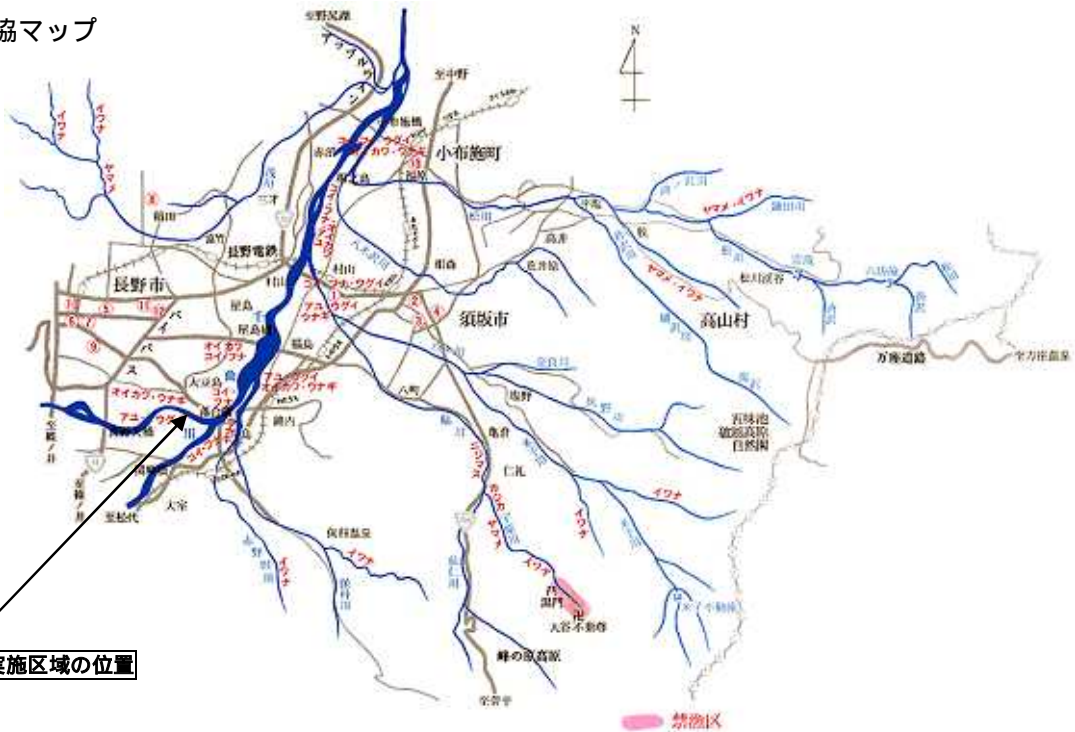
表2-2-18 漁獲の状況

水系名	魚 類 (単位 t)											総数
	にじます	やまめ	いわな	さけ・ます類その他	あゆ	こい	ふな	うぐい	おいかわ	うなぎ	その他	
千曲川	18	38	59	1	89	14	4	50	6	1	5	286
犀川	16	15	22	1	10	7	1	79	0	1	1	153

出典：平成16年 長野県統計書(平成19年1月刊行)

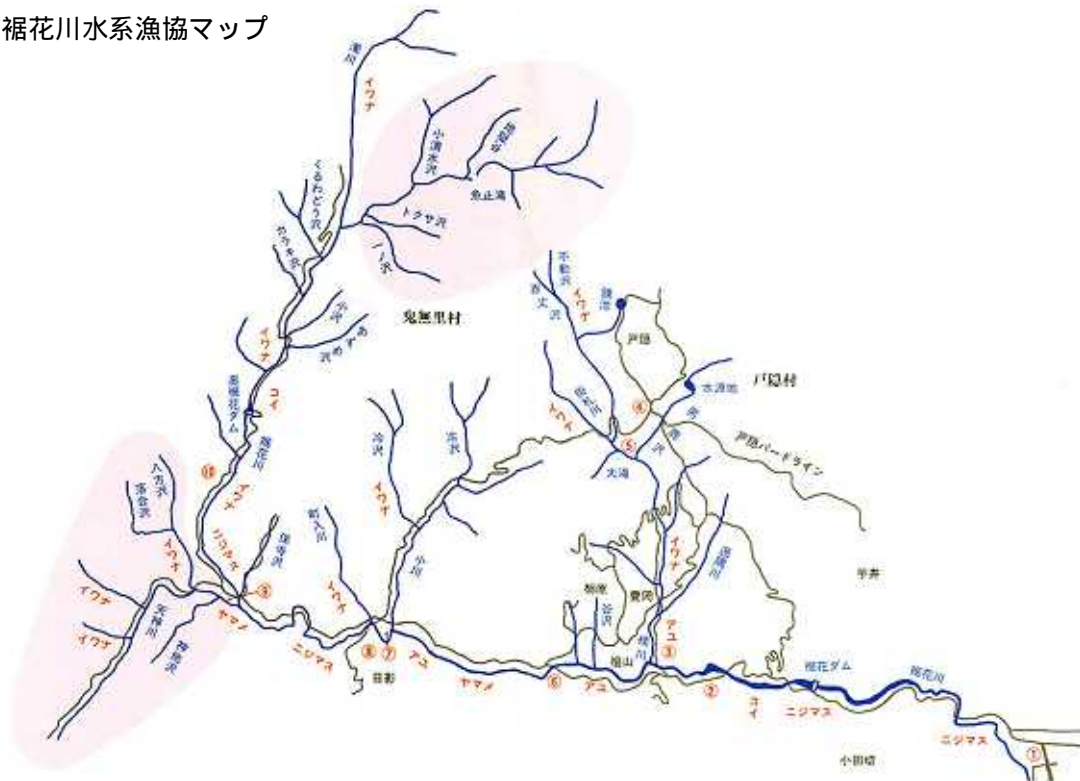


千曲川漁協マップ



対象事業実施区域の位置

裾花川水系漁協マップ



凡例

：対象事業実施区域の位置

出典：千曲川漁協マップ

[www.kiddy.co.jp/ayunip/nagano/tikumamap.html](http://www.kiddy.co.jp/ayunip/nagano/tikumamap.html)

裾花川水系漁協マップ

[www.kiddy.co.jp/ayunip/nagano/susobanamap.html](http://www.kiddy.co.jp/ayunip/nagano/susobanamap.html)

図2-2-9 漁業権図(対象事業実施区域周辺)

## 2.2.6 環境整備の状況

### (1) 下水道の整備状況

本圏域の平成18年度における下水道の普及状況は、表2-2-19に示すとおりである。

表2-2-19 公共下水道普及状況等

市町村名	行政区域内人口 (人)	現在処理区域内人口 (人)	現在処理区域内面積 (m <sup>2</sup> )	普及率 (%)
長野市	382,556	299,537	73,794,000	78.3
須坂市	53,964	45,519	13,831,700	84.4
千曲市	64,655	48,164	15,603,000	74.5
坂城町	17,136	7,748	2,640,000	45.2
小布施町	11,759	9,357	2,800,000	79.6
高山村	7,970	3,900	1,240,000	48.9
信州新町	5,559	2,276	832,000	40.9
信濃町	10,191	3,494	2,130,000	34.3
飯綱町	13,085	4,881	1,770,000	37.3
小川村	3,315	2,212	990,000	66.7
中条村	2,467	1,308	598,000	53.0

(平成19年3月31日現在)

注：豊野町,戸隠村,鬼無里村は平成17年に長野市に編入、同じく牟礼村と三水村は合体し飯綱町となる。

出典：平成18年度市町村財政概要 長野県総務部市町村課

## (2) 農業集落排水施設・小規模排水施設及び合併処理浄化槽

本圏域の平成18年度の農業集落排水施設・小規模排水施設及び合併処理浄化槽の整備状況は、表2-2-20に示すとおりである。

表2-2-20 農業集落排水施設・小規模排水施設及び合併処理浄化槽の整備状況

市町村名	農業集落排水施設		小規模排水施設	合併処理浄化槽
	現在処理区域内人口(人)	現在処理区域面積(m <sup>2</sup> )	現在処理区域内人口(人)	処理人口(人)
長野市	7,607	5,086,000	144	15,666
須坂市	3,225	1,350,000	0	4,705
千曲市	5,420	3,480,000	0	7,560
坂城町	0	0	0	2,811
小布施町	2,402	5,950,000	0	44
高山村	4,005	4,250,000	0	77
信州新町	429	280,000	0	946
信濃町	3,363	1,300,000	0	2,248
飯綱町	4,431	1,768,000	37	2,974
小川村	295	240,000	0	299
中条村	0	0	0	471

注：豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村は平成17年に長野市に編入、同じく牟礼村と三水村は合体し飯綱町となる。

出典：平成18年度市町村財政概要 長野県総務部市町村課

## (3) し尿処理施設

本圏域のし尿処理施設の設置状況は表2-2-21に示すとおりである。

表2-2-21 し尿処理施設状況

事業主体	施設名称	規模 kL/日	処理方式	運転開始 年月	備考
長野市	長野市衛生センター	180	標準脱窒素	S61.2	
須高行政事務組合	須高衛生センター	157	標準脱窒素	S61.4	
西部衛生施設組合	し尿処理場	12	好気性消化	H2.12	
北部衛生施設組合	北部衛生センター	42	高負荷膜分離	H2.4	
犀峽衛生施設組合	犀峽衛生センター	27	高負荷脱窒素	H7.4	
千曲衛生施設組合	千曲衛生センター	283	標準脱窒素	H5.8	

出典：廃棄物年鑑2008年版(平成19年度現在)

#### (4) ごみ処理施設等の状況

本圏域におけるごみ処理施設の設置状況は、表2-2-22から表2-2-25に示すとおりである。

表2-2-22 ごみ焼却処理施設の現況

設置主体	施設名称	施設形式	稼働年月	施設規模(t/日)	1炉の能力(t/日)	炉数(炉)
長野市	長野市清掃センター	全連続式ストーカ炉	S57.1	450	150	3
須坂市	須坂市清掃センター	機械化バッチ式ストーカ炉	S54.4	50	25	2
葛尾組合	葛尾組合焼却施設	准連続式ストーカ炉	S54.4	80	40	2
北部衛生施設組合	北部衛生クリーンセンター	機械化バッチ式ストーカ炉	H9.4	30	15	2
長野市 (旧鬼無里村)	町入ごみ焼却場*	重力沈降式+再燃バーナによるばいじん分離	S61.7	0.126(t/h)		1
			H4.8	0.051(t/h)		1
犀峡衛生施設組合	犀峡清掃センター*	機械化バッチ式ストーカ炉	H2.4	10	10	1

備考：\*印の施設は、14年に休止。

出典：ごみ処理広域化基本計画(平成18年3月)長野広域連合

表2-2-23 ごみ焼却処理施設の処理実績

単位(t/年)

設置主体	施設名称	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
長野市	長野市清掃センター	118,476	122,067	109,677	109,889	110,253
須坂市	須坂市清掃センター	13,597	12,770	12,661	12,912	12,589
葛尾組合	葛尾組合焼却施設	20,657	22,329	22,159	21,519	20,302
北部衛生施設組合	北部衛生クリーンセンター	5,942	6,137	5,939	5,192	5,519
長野市 (旧鬼無里村)	町入ごみ焼却場	82	-	-	-	-
犀峡衛生施設組合	犀峡清掃センター	1,118	-	-	-	-
北信保健衛生施設組合*	東山クリーンセンター	2,541	2,421	2,475	2,468	2,210
合計		162,413	165,724	152,911	153,206	149,235

備考：\*は、長野市(旧豊野町)分

出典：長野広域連合調べ

表2-2-24 不燃・粗大・資源ごみ処理施設の現況

設置主体	施設名称	稼働年月	施設規模	処理対象廃棄物	備考
長野市	長野市リサイクルプラザ	H 8.4	不燃・粗大系：150(t/5h) 資源系：20(t/5h)	不燃、粗大、資源	
須坂市	須坂市清掃センター	S63.2	28(t/5h)	不燃、粗大	
葛尾組合	葛尾組合不燃物 ごみ及び資源 ごみ処理施設	S46.3	15(t/5h)	不燃、資源	
信州新町	牧野島不燃物 処理場	S58.8		不燃(粗大含)、資源	埋立物と資源物の選別、資源物のストック
信濃町	榊形不燃物 最終処分場	S55.4	0.8～1.0(t/h)	資源	最終処分場内にてプレス
高山村	高山村クリーン センター	S57.12	圧縮機：0.6(t/h) 破砕機：4(t/h)	鉄、廃陶器等	H15.3.31廃止

出典：ごみ処理広域化基本計画(平成18年3月)長野広域連合

表2-2-25 不燃・粗大・資源ごみ処理施設の処理実績

単位(t/年)

設置主体	施設名称	項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
長野市	長野市リサイクルプラザ	搬入量	12,821	12,507	7,008	7,092	7,578	
		資源化量	6,486	6,905	1,769	1,985	2,204	
		残さ量	可燃	3,748	4,563	3,379	3,140	3,103
			不燃	2,256	2,480	1,860	1,967	2,271
須坂市	須坂市清掃センター	搬入量	1,356	1,160	875	884	813	
		資源化量	697	631	358	385	250	
		残さ量	可燃	187	103	163	163	275
			不燃	472	426	354	336	288
葛尾組合	葛尾組合不燃物 ごみ及び資源 ごみ処理施設	搬入量	1,982	2,792	2,675	1,785	1,815	
		資源化量	1,589	1,920	1,874	1,118	1,091	
		残さ量	可燃	393	872	413	221	300
			不燃			390	446	424
信州新町	牧野島不燃物 処理場	搬入量	326	341	251	257	282	
		資源化量	154	153	110	78	103	
		残さ量	可燃	172	188	141	179	179
			不燃					
信濃町	榊形不燃物 最終処分場	搬入量	357	992	1,042	788	816	
		資源化量	333	854	763	741	740	
		残さ量	可燃	24	138	7	0	0
			不燃			279	47	76
高山村	高山村クリーン センター	搬入量	85	-	-	-	-	
		資源化量	61	-	-	-	-	
		残さ量	可燃	24	-	-	-	-
			不燃					
合計		搬入量	16,927	17,792	11,851	10,806	11,304	
		資源化量	9,320	10,463	4,874	4,307	4,388	
		残さ量	7,276	8,770	6,986	6,499	6,916	

注：資源化量と残さ量の計が搬入量に一致しない場合がある。

出典：長野広域連合調べ

(5) その他の資源化等を行う施設の現況

本圏域には堆肥化施設と容器包装圧縮梱包施設があり、堆肥化施設の現況は表2-2-26、容器包装圧縮梱包施設の現況は表2-2-27に示すとおりである。

表2-2-26 堆肥化施設の現況

単位(t/年)

設置主体	施設名称	稼働年月	施設規模	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	備考
高山村	高山村地力増進施設	H11.4	14.6t/日	351	384	376	363	330	平成17年9月から1系列(7.3t/h)増設
信州新町	信州新町犀峽コンポストセンター	H12.4	13t/日	913	937	746	827	736	汚泥
上山田町	環境リサイクルセンター組合	H9.10	5t/日	878	331	-	-	-	旅館、商店会等による組合H15年5月閉鎖

出典：長野広域連合調べ

表2-2-27 容器包装圧縮梱包施設の現況

単位(t/年)

設置主体	施設名称	稼働年月	施設規模	処理対象廃棄物	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	備考
長野市	プラスチック製容器包装圧縮梱包施設	H16.7	10t/5h ×2系列	その他プラスチック製容器包装	-	-	3724	3734	3614	
				ペットボトル	-	-	611	714	707	
須坂市	須坂市ストックヤード	H12.10	2.4t/8h	その他プラスチック製容器包装	267	438	456	463	464	
				ペットボトル	92	112	115	109	117	
葛尾組合	葛尾組合プラスチック等ストックヤード	H15.4	1t/h 0.2t/h	その他プラスチック製容器包装	-	603	610	597	573	
				ペットボトル	-	106	115	115	121	
	葛尾組合不燃物処理場	H9.4	0.2t/h	ペットボトル	107.1	-	-	-	-	H15年から「プラスチック等ストックヤード」で処理
	屋代リサイクルセンター	H12.4	1t/h	その他プラスチック製容器包装	507.9	-	-	-	-	H15年から「プラスチック等ストックヤード」で処理

出典：ごみ処理広域化基本計画(平成18年3月)長野広域連合

## (6) 最終処分場の状況

本圏域における最終処分場の現況は表2-2-28に、処分量の実績は表2-2-29に示すとおりである。

表2-2-28 最終処分場の現況

設置主体	施設名称	形態	埋立開始 年 月	埋立面積 (m <sup>2</sup> )	埋立容量 (m <sup>3</sup> )	備 考
長野市	天狗沢最終処分場	管理型	H4.4	24,000	285,000	
	戸隠一般廃棄物最終処分場	安定型	S62.12	2,909	9,440	
信州新町	牧野島不燃物処理場	安定型	S58.8	5,514	35,899	
信濃町	榊形不燃物最終処分場	安定型	S55.4	8,028	21,320	
飯綱町 (旧三水村)	三水危険物処理場	安定型	S50.4	1,900	9,000	

出典：長野広域連合調べ

表2-2-29 最終処分量の実績

単位(t/年)

設置主体	施設名称	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	備 考
長野市	天狗沢最終処分場	18,330	19,671	17,466	17,561	17,273	焼却残さ、不燃残さ
長野市 (旧戸隠村)	戸隠一般廃棄物最終処分場	99	91	0	0	0	不燃ごみ
信州新町	牧野島不燃物処理場	174	167	141	179	179	不燃ごみ
信濃町	榊形不燃物最終処分場	24	138	196	138	76	不燃ごみ
飯綱町 (旧三水村)	三水危険物処理場	17	24	22	23	28	不燃ごみ
合 計		18,644	20,091	17,825	17,901	17,556	

出典：長野広域連合調べ

## (7) 産業廃棄物処理施設

県内の産業廃棄物中間処理施設は表2-2-30に、最終処分場は表2-2-31に、産業廃棄物処理業許可件数は表2-2-32に示すとおりである。

表2-2-30 県内の産業廃棄物中間処理施設

区 分	設 置 数		
	事業者	処理業者	計
汚泥の脱水施設	22( 1)	12( 2)	34( 3)
汚泥の乾燥施設	0( 0)	5( 1)	5( 1)
汚泥の焼却施設	1( 0)	8( 1)	9( 1)
廃油の油水分離施設	0( 0)	5( 1)	5( 1)
廃油の焼却施設	1( 0)	9( 2)	10( 2)
廃酸・廃アルカリの中和施設	0( 0)	2( 1)	2( 1)
廃プラスチック類の破砕施設	3( 1)	38( 7)	41( 8)
がれき類等の破砕施設	53(10)	287(32)	340(42)
廃プラスチック類の焼却施設	2( 0)	16( 2)	18( 2)
汚泥のコンクリート固型化施設	0( 0)	1( 0)	1( 0)
シアン化合物の分解施設	0( 0)	2( 1)	2( 1)
産業廃棄物の焼却施設	14( 0)	34( 6)	48( 6)
計	96(12)	419(56)	515(68)

注1：許可対象施設とは、施設の処理能力が一定規模を超えるものをいう。

注2：建設中の施設を除く。

注3：( )内は長野市管轄分で内書きである。

出典：長野県環境白書平成19年度版(平成19年3月31日現在)

表2-2-31 県内の産業廃棄物最終処分場

区 分	安定型	管理型	遮断型	旧型	計
許可対象施設	15(1)	5( 0)	2( 0)	0( 0)	22(1)
許可対象外施設	18(1)	3( 0)	0( 0)	3( 0)	24(1)
計	33(2)	8( 0)	2( 0)	3( 0)	46(2)

注1：旧型とは、昭和52年3月15日以前に設置された最終処分場。

注2：建設中及び残存容量がゼロの施設を除く。

注3：( )内は長野市管轄分で内書きである。

出典：長野県環境白書平成19年度版(平成19年3月31日現在)

表2-2-32 産業廃棄物処理業許可件数

許可内容	産業廃棄物				特別管理産業廃棄物				合 計
	収集運搬業	処分業			収集運搬業	処分業			
		中間処理のみ	最終処分のみ	中間処理最終処分		中間処理のみ	最終処分のみ	中間処理最終処分	
長野県管轄 (長野市分は除く)	2,795	279	6	16	305	11	0	2	3,414
長野市管轄	925	78	2	0	125	2	0	0	1,132

出典：長野県環境白書平成19年度版(平成19年3月31日現在)

：長野市環境白書平成19年度版(平成19年3月31日現在)



## 2.2.7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況

### (1) 大気汚染

#### 1) 環境基準

環境基準は「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に定められている。工業専用地域、車道その他一般大衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表2-2-33 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	備考
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	大気汚染に係る環境基準について (昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素に係る環境基準について (昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について (平成9年2月4日 環境庁告示第4号)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ダイオキシン類	年間平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について (平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

#### 環境基準の評価方法

##### < 長期的評価 >

- ・ 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素

年間における1日平均値の高い方から2%の値を除外した値で評価。

ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えた時は基準超過とする。

- ・ 二酸化窒素

年間における1日平均値の低い方から98%の値で評価

##### < 短期的評価 >

- ・ 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質

1日平均値、1時間値で評価

- ・ 一酸化炭素

1日平均値、8時間平均値で評価

- ・ 光化学オキシダント

1時間値で評価

長期的評価及び98%値評価については、年間測定時間が6,000時間に満たない場合対象としない。

また、大気汚染防止の施策等の効果の判定は長期的評価で行う。

## 2) 排出基準

ばい煙発生施設から発生するばい煙及び指定物質は、その施設の種類、規模に応じて大気汚染防止法及び同法施行令で規制され、また、ダイオキシン類を発生し、大気中に排出する施設の排出基準は、ダイオキシン類対策特別措置法、同施行令及び同施行規則で規制されている。

事業区域におけるごみ焼却施設に係る排出基準は表2-2-34に示すとおりである。

表2-2-34 ごみ焼却施設に係る排出基準

項目	排出基準値	根拠法令
硫黄酸化物	K 値 14.5	大気汚染防止法
ばいじん	0.04g/Nm <sup>3</sup> 以下 * 1 (酸素濃度12%換算)	
塩化水素	700mg/Nm <sup>3</sup> 以下 (酸素濃度12%換算)	
窒素酸化物	250cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> 以下 * 2 (酸素濃度12%換算)	
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/ Nm <sup>3</sup> 以下 * 1 (酸素濃度12%換算)	ダイオキシン類対策特別措置法

\* 1 : 焼却能力4,000kg/時以上の新設炉

\* 2 : 連続炉、連続炉以外の排出ガス量4万Nm<sup>3</sup>/h以上のもの

(2) 騒音

騒音に関する基準は、環境基本法に基づく環境基準と騒音規制法に基づく規制基準がある。

1) 環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間区分ごとに定められており、表2-2-35、表2-2-36に示すとおりで、対象事業実施区域及び長野広域連合圏域の指定状況は、表2-2-37に示すとおりである。

表2-2-35 一般地域の騒音に係る環境基準(等価騒音レベル)

地域の類型	時間帯の区分	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日の午前6時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注：AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域とする。  
 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表2-2-36(1) 道路に面する地域に係る環境基準(等価騒音レベル)

地域の区分	時間帯の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

- 注：車線とは一縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表2-2-36(2) 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準(等価騒音レベル)

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

- 注 1：「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)をいう。  
 2：「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。  
 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル  
 (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

表2-2-37 騒音の環境基準に係る地域の類型区分抜粋

地域の類型	市町村	用途地域の区分
A	長野市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、付表の須坂市1の項の地域
	千曲市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、付表の千曲市1の項の地域
	小布施町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	信濃町	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域
B	長野市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整地域
	須坂市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
	千曲市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の千曲市2の項の地域
	小布施町	第1種住居地域、準住居地域、付表の小布施町の項の地域
	信濃町	第1種住居地域、付表の信濃町1の項の地域
C	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	須坂市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の須坂市2の項の地域
	千曲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	小布施町	近隣商業地域、準工業地域
	信濃町	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の信濃町2の項の地域
備考：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。なお、付表は省略する。		

出典：騒音に係る環境基準の類型指定状況（平成11年長野県告示第182号）

## 2) 規制基準

特定工場に係る騒音の規制基準、規制地域及び特定建設作業に係る指定地域は長野県告示第97号(昭和50年2月27日)及び長野市公害防止条例施行規則(平成16年9月30日規則49号)で定められており、特定工場に係る規制基準は表2-2-38に、対象事業実施区域及び長野広域連合圏域指定状況は表2-2-39に、特定建設作業に係る規制基準は表2-2-40に示すとおりである。

表2-2-38 特定工場の騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前 8 時から 午後 6 時まで	朝 午前 6 時から 午前 8 時まで	夜 間 午後 9 時から 翌日の午前 6 時 まで
		夕 午後 6 時から 午後 9 時まで	
第 1 種区域	5 0 デシベル	4 5 デシベル	4 5 デシベル
第 2 種区域	6 0 デシベル	5 0 デシベル	5 0 デシベル
第 3 種区域	6 5 デシベル	6 5 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種区域	7 0 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル

備考：第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域(昭和50年長野県告示第97号)により指定された第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。  
：学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所、医療法に規定する病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法に規定する図書館及び老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 5 0 m 内においては、それぞれ規制値から 5 デシベルを減じた値を適用するものとする。

表2-2-39 騒音規制地域等の指定

区域の区分	市町村	用途地域の区分
第1種区域	長野市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
	千曲市	第1種低層住居専用地域
	坂城町	第1種低層住居専用地域、付表の坂城町の項の1の地域
	小布施町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	長野市	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整地域
	須坂市	第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、 第2種住居地域、準住居地域、付表の須坂市の項の1の地域
	千曲市	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域の 一部、付表の千曲市の項の1の地域
	坂城町	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の坂城 町の項の2の地域
	小布施町	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、準住居地域、付表の小布施町の項の1の地 域
第3種区域	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	須坂市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	千曲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域(第2種区域に含まれる 地域を除く。)、工業地域の一部、付表の千曲市の項の2 の地域
	坂城町	近隣商業地域、準工業地域、付表の坂城町の項の3の地域
	小布施町	近隣商業地域、準工業地域
第4種区域	長野市	工業地域
	須坂市	工業地域、付表の須坂市の項の2の地域
	千曲市	工業地域(第3種区域に含まれる地域を除く。)
	坂城町	工業地域
	小布施町	-
備考：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。なお、付表は省略する。		

出典：騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準等指定(平成11年長野県告示第97号)

騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準の指定(平成17年長野市告示第62号)

表2-2-40 特定建設作業に係る騒音の規制基準

	基準値	作業禁止時間(夜間)	最大作業時間	最大連続作業日	作業禁止日
くい打・くい抜き機等作業	85 デシベル	1号区域	1号区域	6日	日曜日及び休日
びょう打機作業		午後7時から翌日の午前7時	1日最大10時間		
さく岩機作業					
空気圧縮機作業					
コンクリートプラント、アスファルトプラント等作業		2号区域	2号区域		
バックホウ作業		午後10時から翌日の午前6時	1日最大14時間		
トラクタ・ショベル作業					
ブルド・ザ・作業					
備考 1 基準値(騒音の大きさ)は、特定建設作業の場所の敷地境界線における値である。 2 1号区域及び2号区域とは、それぞれ次のとおりである。 (1) 1号区域とは指定地域のうち第1種区域と第2種区域の全域、並びに第3種区域と第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内をいう。 (2) 2号区域とは指定地域のうち上記の指定区域以外の区域をいう。					

3) 要請限度

要請限度とは、道路交通騒音により周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときに、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請し、道路構造の改善等に関して、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるができる限度で、環境省令第15号(平成12年3月2日)、長野県告示第97号(昭和50年2月27日)及び長野市告示62号(平成17年1月26日)で定められており、表2-2-41及び表2-2-42に示すとおりである。

表2-2-41 道路交通騒音に係る要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前6時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
備考：幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例 上記に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(二車線の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から1.5m、二車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から2.0mまでの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。		

表2-2-42 道路交通騒音に係る知事等が定める区域

区域区分	市町村	区 域
a 区域	長野市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、付表の須坂市の項の1の地域
	千曲市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
	坂城町	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、付表の坂城町の項の1の地域
	小布施町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b 区域	長野市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 市街化調整区域
	須坂市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
	千曲市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の千曲市の 項の1の地域
	坂城町	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の坂城町の 項の2の地域
	小布施町	第1種住居地域、準住居地域、付表の小布施町の項の1の地域
c 区域	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	須坂市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 付表の須坂市の項の2の地域
	千曲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	坂城町	近隣商業地域、準工業地域、工業地域、付表の坂城町の項の3の 地域
	小布施町	近隣商業地域、準工業地域
備考：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都 市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。なお、付表は省略する。		

出典：騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準等指定(平成11年長野県告示第97号)

騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準の指定(平成17年長野市告示第62号)

### (3) 振 動

振動に関する基準は、振動規制法に基づく規制基準のみで、環境基準は定められていない。

#### 1) 規制基準

特定工場に係る振動の規制基準及び規制地域は、特定工場において発生する振動の規制に関する基準環告第90号(昭和51年11月10日)、長野県告示第683号(昭和52年12月26日)、長野市告示第107号(平成11年)及び長野市告示63号(平成17年1月26日)で、特定建設作業に係る規制基準は、振動規制法施行規則11条別表第1、長野県告示第683号(昭和52年12月26日)及び長野市告示63号(平成17年1月26日)で定められており、表2-2-43、表2-2-44及び表2-2-45に示すとおりである。



表2-2-43 特定工場に係る振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前7時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前7時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

\* 学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所、医療法に規定する病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法に規定する図書館及び老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50m内においては、それぞれ規制値から5デシベルを減じた値を適用するものとする。

表2-2-44 振動規制地域等の指定

区域の区分	市町村	用途地域の区分
第1種区域	長野市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整地域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の須坂市の項の1の地域
	千曲市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域の一部、付表の千曲市の項の1の地域
	小布施町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、準住居地域、付表の小布施町の項の1の地域
第2種区域	長野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	須坂市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の須坂市の項の2の地域
	千曲市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域(第1種区域に含まれる地域を除く。)
	小布施町	近隣商業地域、準工業地域

備考：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。なお、付表は省略する。

出典：振動規制法に基づく規制地域の指定(昭和52年長野県告示第683号)

振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準の指定(平成17年長野市告示第63号)

表2-2-45 特定建設作業に係る振動の規制基準

	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大連続作業日	作業禁止日
くい打・くい抜き機等作業	75 デシベル	1号区域 午後7時から 翌日の午前7時	1号区域 1日最大 10時間	6日	日曜日 及び 休日
鋼球破壊作業					
舗装版破碎作業		2号区域 午後10時から 翌日の午前6時	2号区域 1日最大 14時間		
ブレーカー作業					
<p>備考 1 基準値(振動の大きさ)は、特定建設作業の場所の敷地境界線における値である。</p> <p>2 1号区域及び2号区域とは、それぞれ次のとおりである。</p> <p>(1) 1号区域とは指定地域のうち第1種区域の全域並びに第2種区域内の学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所、医療法に規定する病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法に規定する図書館及び老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。</p> <p>(2) 2号区域とは指定地域のうち上記の指定区域以外の区域をいう。</p>					

2) 要請限度

要請限度とは、道路交通振動により周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときに、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請することができる限度で、環境省令第150号(平成12年12月15日)、長野県告示及び長野市告示第63号(平成17年1月26日)で定められており、表2-2-46に示すとおりである。

表2-2-46 道路交通振動に係る要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前7時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前7時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル
<p>備考 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次のとおりである。</p> <p>第1種区域：長野県告示第683号及び長野市告示63号(振動規制法に基づく規制地域の指定。「指定告示」という。)で指定された第1種区域とする。</p> <p>第2種区域：指定告示により指定された第2種区域とする。</p>		

(4) 悪臭

悪臭に関する基準は、悪臭防止法に基づき、規制地域及び規制基準が長野県告示第114号(昭和50年3月10日)及び長野市告示第64号(平成17年1月26日)により定められており、対象事業実施区域及びその周辺の指定状況は表2-2-47に示すとおりである。

1) 規制地域

悪臭防止法第3条の規定により表2-2-47のとおり規制地域の指定がされている。

表2-2-47 悪臭規制地域等の指定

区域の区分	市町村	用途地域の区分
第1地域	長野市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域
	須坂市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域 商業地域、準工業地域
	千曲市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	坂城町	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域 第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域 付表の坂城町の項の1の地域
第2地域	長野市	工業地域
	須坂市	工業地域、付表の須坂市の項の1の地域
	千曲市	工業地域
	坂城町	工業地域、付表の坂城町の項の2の地域
備考：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。なお、付表は省略する。		

出典：悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定(昭和50年長野県告示第114号)

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の指定(平成17年長野市告示第64号)

2) 規制基準

悪臭防止法第4条の規定により次のとおり規制基準が設定されている。

ア．敷地境界

法第4条第1項第1号の規定に基づく敷地の境界の地表における規制基準は表2-2-48に示すとおりである。

表2-2-48 敷地境界における規制基準

単位：ppm

区域の区分 特定悪臭物質	第1地域	第2地域
アンモニア	2	5
メチルメルカプタン	0.004	0.01
硫化水素	0.06	0.2
硫化メチル	0.05	0.2
二硫化メチル	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.8	2
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.004	0.01
備考：第1地域、第2地域とは、表2-2-47の規制地域の区分をいう。		

イ．気体排出口

法第4条第1項第2号の規定に基づく煙突そのほかの気体排出口における規制基準は次に示すとおりである。

特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot C_m$$

この式において、q、He及びC<sub>m</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

q：流量(単位は、温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

He：補正された排出口の高さ(単位メートル)

C<sub>m</sub>：表2-2-48に示した特定悪臭物質ごとの値(単位 ppm)

補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1\right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}\right) + 1$$

これらの式において、 $H_e$ 、 $H_o$ 、 $Q$ 、 $V$ 及び $T$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$H_e$  : 補正された排出口の高さ (単位 メートル)

$H_o$  : 排出口の実高さ (単位 メートル)

$Q$  : 温度15度における排出ガスの流量 (単位 立方メートル毎秒)

$V$  : 排出ガスの排出速度 (単位 メートル毎秒)

$T$  : 排出ガスの温度 (単位 絶対温度)

#### ウ. 排水

法第4条第1項第3号の規定に基づく排水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における規制基準は表2-2-49に示すとおりである。

表2-2-49 排水の規制基準

地域の区分	悪臭物質	排水量の区分 (m <sup>3</sup> /秒)		
		0.001 以下	0.001 超0.1 以下	0.1 超
第1地域	メチルメルカプタン	0.06 mg/L	0.01 mg/L	0.003 mg/L
	硫化水素	0.3 mg/L	0.07 mg/L	0.02 mg/L
	硫化メチル	2 mg/L	0.3 mg/L	0.07 mg/L
	二硫化メチル	2 mg/L	0.4 mg/L	0.09 mg/L
第2地域	メチルメルカプタン	0.2 mg/L	0.03 mg/L	0.007 mg/L
	硫化水素	1 mg/L	0.2 mg/L	0.05 mg/L
	硫化メチル	6 mg/L	1 mg/L	0.3 mg/L
	二硫化メチル	6 mg/L	1 mg/L	0.3 mg/L

備考1 第1地域及び第2地域とは、それぞれの工場そのほかの事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域（長野県告示第114号昭和50年3月10日及び長野市告示第64号平成17年1月26日）により、指定された第1地域及び第2地域をいう。

2 特定悪臭物質の測定は、昭和47年5月30日環境庁告示第9号に定める方法によることとする。

(5) 水 質

1) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の水質について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法で定められており、「人の健康の保護」に関する環境基準と「生活環境の保全」に関する環境基準の二つからなっている。

「人の健康の保護」については、全国一律の基準により全公共用水域において直ちに達成されるべきものであり、「生活環境の保全」については、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設け基準値を定めている。各環境基準は表2-2-50(1)～(2)に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域近傍を流れている河川は犀川で、水域類型はA類型の指定がされている。

表2-2-50(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.01 mg/ L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03 mg/ L 以下
鉛	0.01 mg/ L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ L 以下
六価クロム	0.05 mg/ L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ L 以下
ヒ素	0.01 mg/ L 以下	チウラム	0.006 mg/ L 以下
総水銀	0.0005 mg/ L 以下	シマジン	0.003 mg/ L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ L 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/ L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ L 以下	セレン	0.01 mg/ L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/ L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ L 以下	ふっ素	0.8 mg/ L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ L 以下	ほう素	1 mg/ L 以下
ス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ L 以下	ダイオキシン類	1 pg-TEQ/ L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ L 以下		
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、その測定結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

出典：水質汚濁に係る環境基準について 別表1 人の健康の保護に関する環境基準（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

表2-2-50(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物 質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数
AA	水道1級、自然環境 保全及びAの欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1 級、水浴及びBの欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級 及びCの欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水 1級及びDの欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	
E	工業用水3級、環境 保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと	2 mg/L 以上	

備考 1 基準値は、日間平均値とする。  
2 農業用利水点については、pH6.0以上7.5以下、DO 5mg/L以上とする。

- 注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
" 3級：前処理等を行う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
" 3級：コイ、フナ等、中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
" 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

## 2) 排水基準

### ア. 一律排水基準

水質環境を保全するためには、公共用水域に放流している工場、事業所からの排水を規制する必要があることから、すべての公共用水域に適用される排水基準として、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法で排水基準が定められている。これには、環境基準と同様に「人の健康の保護に係る項目（有害物質に係る排水基準）」と「生活環境の保全に係る項目（生活環境項目に係る排水基準）」とがあり、表2-2-51(1)～(2)に示すとおりである。

なお、事業予定施設からの排水は、下水道に放流するため適応しない。

表2-2-51(1) 有害物質に係る排水基準

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L	ジス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
有機りん化合物	1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	チウラム	0.06 mg/L
ひ素及びその化合物	0.1 mg/L	シマジン	0.03 mg/L
水銀及びその他水銀化合物	0.005 mg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L	ふっ素及びその化合物	8 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	ほう素及びその化合物	10 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及硝酸化合物	100 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	ダイオキシン類 *1	10pg-TEQ/L
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L		
<p>備考 1 「検出されないこと」とは、検定結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。同じ)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>3 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p> <p>注 *1 : ダイオキシン類対策特別措置法で定められた基準。</p>			

出典：排水基準を定める省令 別表第1 有害物質に関する項目（昭和46年6月21日 総理府令第35号）

：ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年12月27日 政令第433号）別表第2に掲げる施設



表2-2-51(2) 生活環境項目に係る排水基準

項 目	基 準
水素イオン濃度(pH)	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L (日間平均120 mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/L (日間平均120 mg/L)
浮遊物質(S S)	200 mg/L (日間平均150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120 mg/L (日間平均60 mg/L)
りん含有量	16 mg/L (日間平均8 mg/L)
<p>備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及びびふっ素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>7 りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共水域に排出される排水に限って適用する</p>	

出典：排水基準を定める省令 別表第2 生活環境の保全に関する項目(昭和46年6月21日 総理府令第35号)

### イ．上乘せ排水基準

一律排水基準では、水質汚濁の防止が不十分であると認められる水域について、長野県公害の防止に関する条例(昭和48年3月30日条例11号)で、県の区域に属する公共用水域において、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設に係る特定事業場について、上乘せ排水基準が定められており、事業予定施設に係る上乘せ基準は表2-2-52(1)～(2)に示すとおりである。

表2-2-52(1) 有害物質に係る上乘せ排水基準

区分	項目	許容限度
水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する工場又は事業場	カドミウム及びその化合物	0.05 mg/L
	シアン化合物	0.5 mg/L
	六価クロム化合物	0.3 mg/L
	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.003 mg/L

出典：長野県公害の防止に関する条例第16条 別表第1 有害物に係る上乘せ排水基準

表2-2-52(2) BOD(COD)及び浮遊物質に係る上乘せ排水基準

排水量	項目及び許容限度 mg/L			
	BOD(COD)		SS	
	最大	日間平均	最大	日間平均
10m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> 未満	60	40	90	60
50m <sup>3</sup> 以上	30	20	50	30

出典：長野県公害の防止に関する条例第16条 別表第1 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、浮遊物質及び大腸菌群数に係る上乘せ排水基準

### ウ．下水道排除基準

特定事業所から下水を排除して公共下水道を使用する場合は、下水道法に基づく排除基準（昭和33年4月24日法律第79号）表2-2-53(1)及び長野市下水道条例に基づく排除基準（昭和41年10月16日条例第122号）表2-2-53(2)が定められている。

また、水質汚濁防止法第3条第3項の規定により長野県公害防止の防止に関する条例第16条に規定する上乘せ排水基準が適用される。

表2-2-53(1) 下水道法に基づく排除の基準

項 目	許容限度	項 目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.05 mg/L 以下*	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
シアン化合物	0.5 mg/L 以下*	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
有機りん化合物	1 mg/L 以下	チウラム	0.06 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	シマジン	0.03 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.3 mg/L 以下*	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
ひ素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	ベンゼン	0.1 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀 そ の他水銀化合物	0.003 mg/L 以下*	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ほう素及びその化合物	10 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	8 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	フェノール類	5 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	銅及びその化合物	3 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L 以下	クロム及びその化合物	2 mg/L 以下
ス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	ダイオキシン類 *1	10pg-TEQ/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下		
<p>備考 1 「検出されないこと」とは、検定結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。                  2 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。                  注 *1 : ダイオキシン類対策特別措置法で定められた基準。</p>			

出典：下水道法施行令第9条の4 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準（昭和33年法律第79号）

\*印：水質汚濁防止法上乘せ排水基準の対象項目（長野県公害の防止に関する条例第16条別表第1）

表2-2-53(2) 長野市下水道条例に基づく排除基準

項 目	基 準
アンモニア性窒素,亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素含有量	380 mg/ L 未満
水素イオン濃度( pH )	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量( B O D )	600 mg/ L 未満
浮遊物質量( S S )	600 mg/ L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ( 鉱油類含有量 )	5 mg/ L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ( 動植物油脂類含有量 )	30 mg/ L 以下
温 度	45 未満
よう素消費量	220 mg/ L 未満

出典：長野市下水道条例第9条（特定事業場からの汚水の排除の制限）及び第10条（除害施設の設置等）、第11条  
（昭和41年長野市条例第122号）

(6) 土 壤

土壌の汚染に係る環境基準は、「人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準」として、環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法で定められており、表2-2-54に示すとおりである。

表2-2-54 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件	項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること	1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること
		1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと	γ-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること
有機りん	検液中に検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下であること
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること	トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること
ひ素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること	テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
		1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること
		チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること	シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
銅	農用地(田に限る。)において土壌 1 kg につき 125mg 未満であること	セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
		ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	ほう素	検液 1 L につき 1mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	ダイオキシン類	1,000 pg-TEQ/g 以下であること
<p>備考：1：カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 ㍓につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 ㍓につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>2：有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>3：ダイオキシン類にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p> <p>4：検液とは、所定の方法により土壌と純水を混合し、ろ過して得られた液のこと。</p> <p>5：「検液中に検出されないこと」とは、その測定結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。</p>			

出典：土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日 環境庁告示第46号）

：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

(7) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持管理することが望ましい基準」として、環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法で定められており、表2-2-55に示すとおりである。

表2-2-55 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
γ-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2 「検出されないこと」とは、その測定結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：地下水の汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）

：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

## 2.2.8 地域の環境に係る方針等の状況

### (1) 土地利用基本計画

「国土利用計画法」(昭和49年法律第92号)第9条の規定に基づき計画された長野県土地利用基本計画による都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然環境保全地域の指定状況は次に示すとおりである。

#### 1) 都市地域

対象事業実施区域周辺の都市地域は図2-2-10(1)に示すとおりで、対象事業実施区域は都市地域に区分されている。

#### 2) 農業地域

対象事業実施区域周辺の農業地域は図2-2-10(2)に示すとおりで、対象事業実施区域は農業地域の区分から除外されている。

#### 3) 森林地域

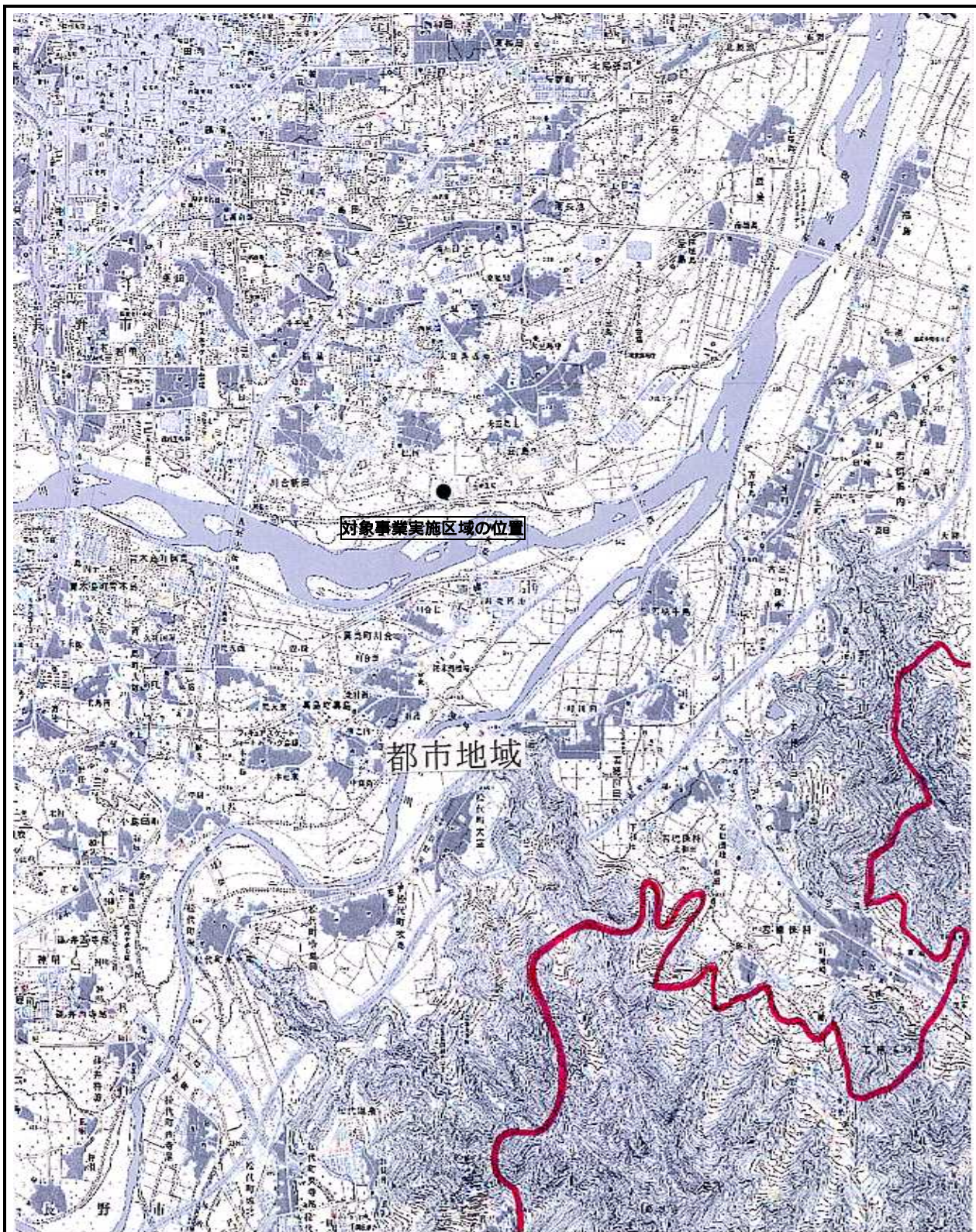
対象事業実施区域周辺の森林地域は図2-2-10(3)に示すとおりで、対象事業実施区域は森林地域の区分から除外されている。

#### 4) 自然公園地域

対象事業実施区域周辺の自然公園地域は、南東方向に9km離れた上信越高原国立公園が指定地域とされており、対象事業実施区域は自然公園地域の区分から除外されている。

#### 5) 自然環境保全地域

長野市の自然環境保全地域としては、長野市北部の逆谷地湿原が指定地域とされており、対象事業実施区域は自然環境保全地域の区分から除外されている。



凡例

：対象事業実施区域の位置

出典：長野県ホームページ  
WEBGIS信州

1:50,000

0 1,000 2,000m

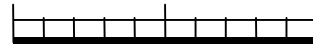
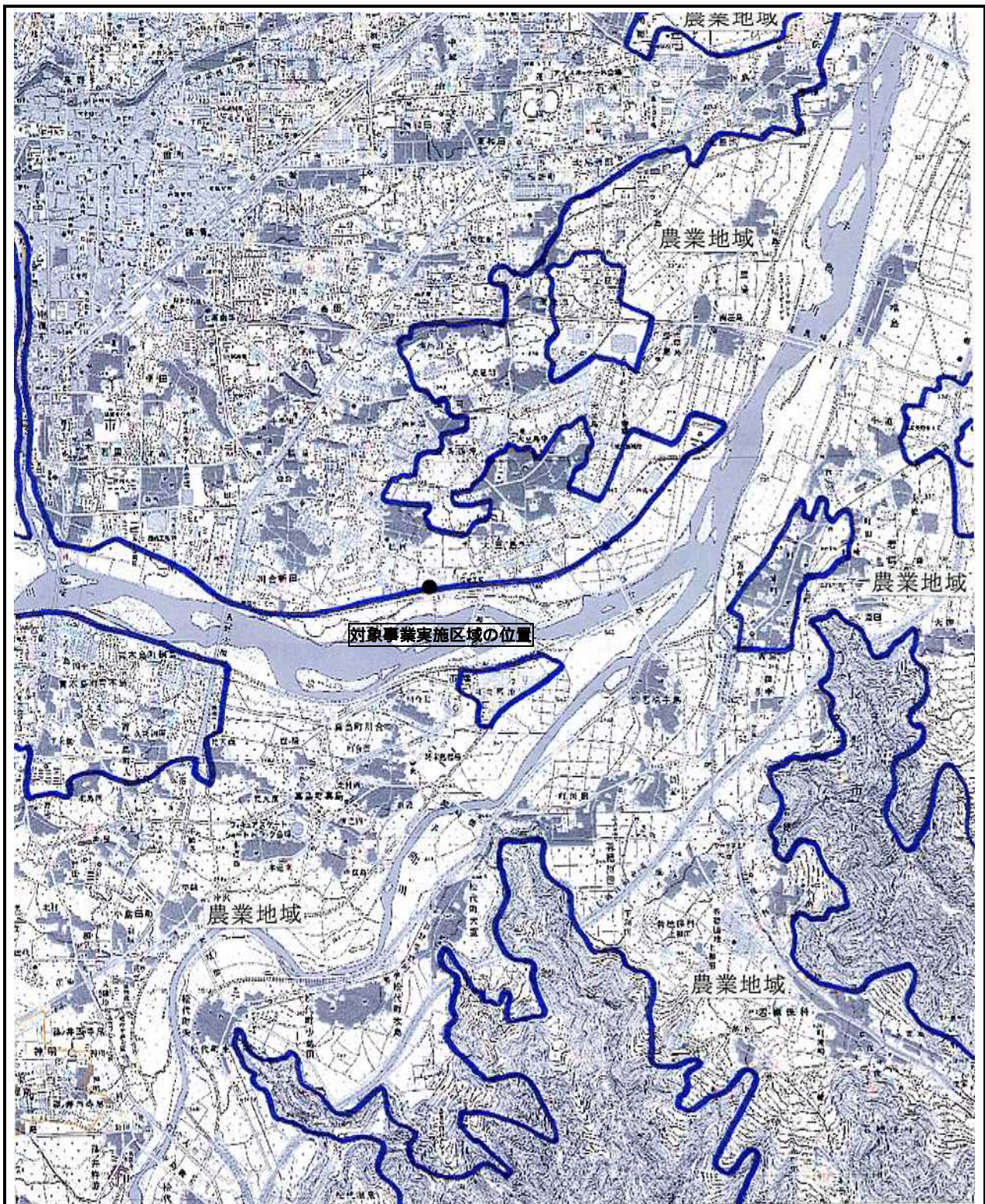


図2-2-10(1) 対象事業実施区域周辺の都市地域





凡例

● : 対象事業実施区域の位置

出典：長野県ホームページ  
WEBGIS信州

1:50,000

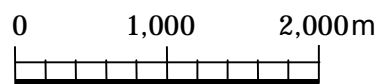
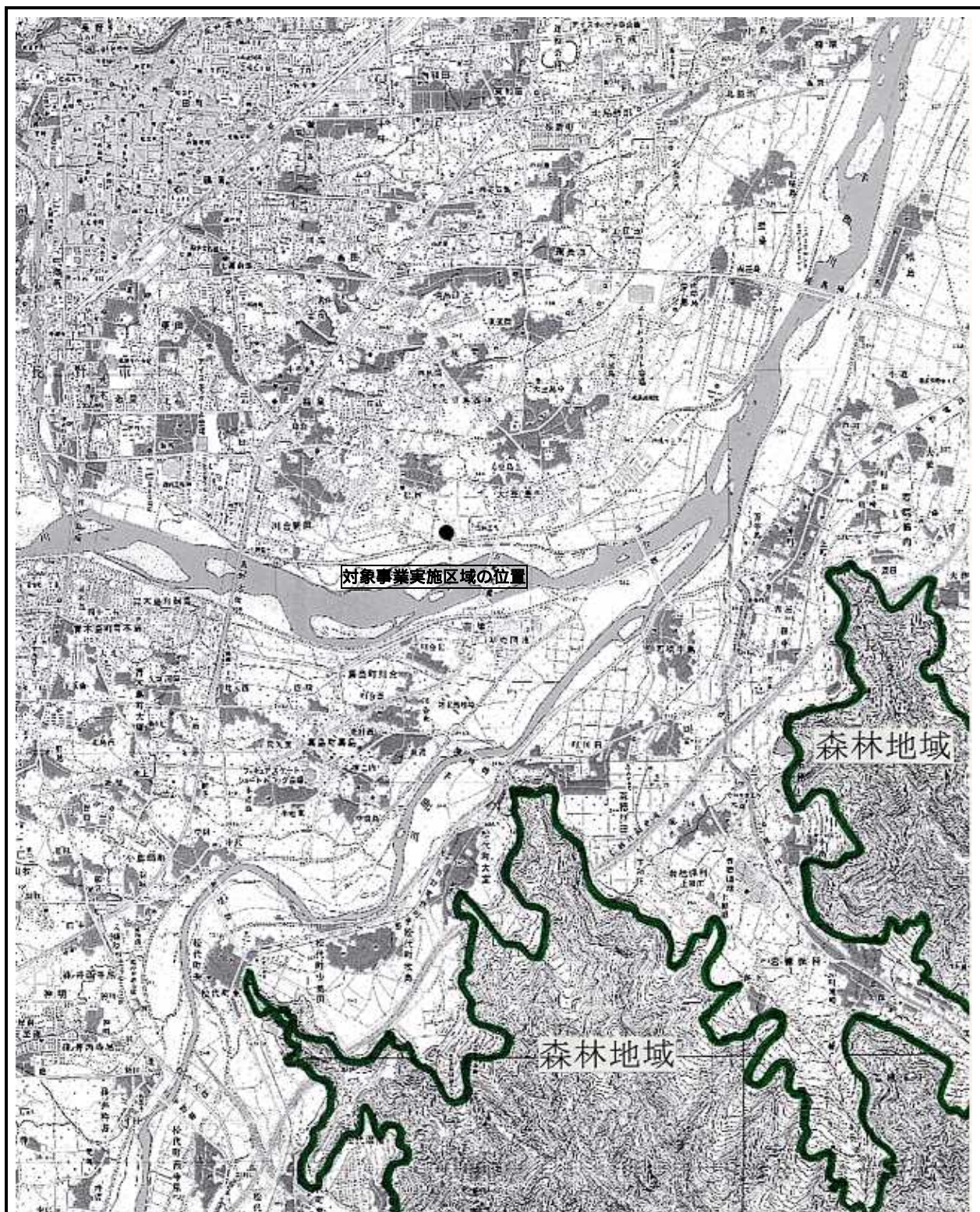


図2-2-10(2) 対象事業実施区域周辺の農業地域



凡例  
 : 対象事業実施区域の位置

出典：長野県ホームページ  
 WEBGIS信州

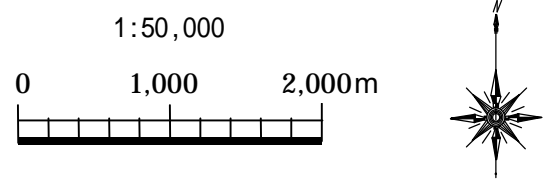


図2-2-10(3) 対象事業実施区域周辺の森林地域

(2) ごみ処理に関する主な施策等

長野県、長野広域連合及び各市町村の「総合計画」、「振興計画」及び「環境基本計画」におけるごみ処理に関する主な施策は、表2-2-56に示すとおりである。

表2-2-56 県・広域連合・各市町村の計画(その1)

自治体名	計画名(計画期間)	ごみ処理に関する主な施策
長野県	長野県廃棄物処理計画(第2期)(H18~22)	<p>一般廃棄物の減量化とリサイクル推進のために 事業系一般廃棄物の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減量・リサイクルのための政策手段の提示と、各市町村による重点取組の促進</li> <li>・一般廃棄物の減量等にあたり、優れた取組みを行った事業者に対する表彰制度の実施</li> </ul> <p>過剰包装・レジ袋の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過剰包装・レジ袋等の削減に優れた取組みを行った製造者及び小売店に対する表彰制度の実施</li> <li>・信州豊かな環境づくり県民会議との共同キャンペーンの実施</li> </ul> <p>不適正処理の撲滅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会や立入検査等による排出事業者責任の徹底</li> <li>・県・市町村・警察等関係機関の連携による監視指導の強化</li> <li>・優良性評価制度の運用等により、高いモラルと技術力を有する優良な処理業者の育成</li> </ul>
	長野県環境基本計画(H13~22)	<p>廃棄物の発生抑制と再利用・リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の発生抑制やリサイクルのための仕組みづくりの推進</li> <li>・リサイクル関連施設の整備の促進</li> <li>・リサイクル製品の使用の促進</li> <li>・啓発活動の推進</li> <li>・リサイクル関連技術の研究開発</li> </ul> <p>廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の適正処理の推進</li> <li>・不法投棄防止活動の推進</li> </ul> <p>廃棄物処理施設整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な廃棄物処理施設の整備促進</li> <li>・モデル的な廃棄物処理施設の整備[(財)県廃棄物処理事業団]</li> </ul>
長野広域連合	長野広域連合ごみ処理広域化計画(H18~22)	<p>生ごみの堆肥化、資源ごみのさらなる分別の推進、紙類の再資源化等の市町村の実情にあわせた取組により、平成15年度実績に対する平成22年度のごみ減量目標を家庭系可燃ごみ10%削減、事業系可燃ごみ15%削減とする。</p> <p>長野地域に新たに設置する焼却施設と最終処分場については、「策定委員会」の提言で示された基本方針に沿った施設を広域連合が建設し運営する。</p> <p>焼却施設から発生する溶融スラグの50%を有効利用することを目指す。</p>

出典：ごみ処理広域化基本計画(長野広域連合平成18年)及び長野県ホームページ

表2-2-56 県・広域連合・各市町村の計画(その2)

自治体名	計画名(計画期間)	ごみ処理に関する主な施策
長野市	第三次長野市総合計画(H11～22)	循環型社会の実現 ・ごみ減量・再資源化意識の高揚 ・リサイクルの推進と排出抑制 ・ごみ収集体制の充実 適正な廃棄物処理の推進 ごみ処理施設の整備
	長野市環境基本計画(H12～22)	廃棄物の減量・再資源化 ・ごみ排出抑制と再使用に向けた取組みの推進 ・資源回収・再生利用のための仕組みづくりの推進 ・市民・事業者のごみ減量・再資源化への取組みに対する支援 廃棄物の適正処理 ・ごみ処理施設の計画的な整備の推進 ・産業廃棄物に対する監視・指導及び不法投棄対策の充実 ・市民・事業者への適正処理に関する指導・啓発 ・周辺市町村との連携によるごみ処理、し尿処理の広域化
須坂市	第四次須坂市総合計画(H13～22)	資源循環型社会の構築 ・ごみ分別の促進 ・集団資源回収の促進 ・自家処理機器の普及促進(各種機器の紹介・購入費補助) ・リサイクル運動の促進(市民活動への支援) ・広域的なりサイクルシステムの構築(リサイクルセンターの整備促進(広域)リサイクル関連企業の育成) ・市民に対する情報提供及び意識啓発(広報等による啓発・情報提供) ごみ収集体制の整備(ごみステーションの統廃合) ごみ処理施設の整備(広域ごみ処理施設の整備・促進) 産業廃棄物等の対策の強化 ・減量化・再利用の促進(事業者に対する指導・意識啓発) ・適正処理の促進(処理基準・方法の助言・指導、適正処理の監視)
	須坂市環境基本計画(H12～22)	ゼロエミッションへ挑戦するまち ・廃棄物の減量化と処理体制の見直し ・資源のリサイクル促進 ・ごみ分別の促進 ・生ごみの堆肥化 ・事業所向け環境配慮指針の作成 ・環境にやさしい生活や事業の推進 ・地域組織活動の促進 ・不法投棄対策の推進

出典：ごみ処理広域化基本計画(長野広域連合平成18年)

表2-2-56 県・広域連合・各市町村の計画(その3)

自治体名	計画名(計画期間)	ごみ処理に関する主な施策
千曲市	千曲市まちづくり計画(H15～25)	<p>ごみ処理とリサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥化施設の整備</li> <li>・ごみ減量化・再資源化事業の推進</li> </ul>
	千曲市環境基本計画(H18～27)	<p>「もったいない」を大切にすくらし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨てではない地球にやさしい製品を選ぶ</li> <li>・「ずく」を出してごみを出さない</li> <li>・不法投棄、ポイ捨てをしない</li> </ul>
坂城町	坂城町第四次長期総合計画(H13～22)	<p>循環型社会に向けた意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量化、再利用化、資源化</li> <li>・ごみの収集運搬体制の整備</li> <li>・生ごみの堆肥化の促進</li> </ul>
高山村	第4次高山村総合計画(H12～21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集方法を検討し、住民の分別意識の高揚を図る</li> <li>・広域ごみ処理施設の建設促進を図る</li> <li>・一般廃棄物簡易収集所の改善整備を推進し、衛生的な分別収集に努める</li> <li>・リサイクルを推進し、ごみの減量化と再資源化を図る</li> <li>・不法投棄撲滅運動およびその指導・強化を図る</li> <li>・産業廃棄物の村内処理の抑制に努める</li> </ul>
信州新町	信州新町第6次長期振興計画(H11～20)	<p>ごみ処理体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理広域化計画に基づく施設建設等の検討</li> <li>・管理型埋立処分場の早期建設と施設管理の徹底</li> <li>・分別収集を進め、再資源化、環境美化を進めるための改善に努める</li> </ul> <p>ごみ減量化・リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減量化・リサイクルの推進、啓発等による住民意識の高揚に努める</li> <li>・リサイクル製品の使用を積極的に進める</li> </ul>
信濃町	信濃町第4次長期振興計画(H12～21)	<p>ごみの減量化と資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過剰包装の廃止、買い物袋の持参、生ごみの堆肥化、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の徹底や、リサイクルの推進等</li> <li>・環境教育の推進、ごみ問題の意識啓発、住民・事業者の取組みの促進</li> </ul> <p>ごみ処理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみの未収集地域の解消に努める</li> <li>・新たな不燃物最終処分場の建設の推進</li> <li>・産業廃棄物について処理場周辺の環境の監視、不法投棄の防止等</li> </ul>
	信濃町環境基本計画(H17～26)	<p>ごみを減らして適正に処理する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量化の推進</li> <li>・ごみの資源化の推進</li> <li>・ごみの適正処理の推進</li> <li>・ポイ捨て、不法投棄対策の推進</li> <li>・産業廃棄物の適正処理の指導</li> </ul>

出典：ごみ処理広域化基本計画(長野広域連合平成18年)

表2-2-56 県・広域連合・各市町村の計画(その4)

自治体名	計画名(計画期間)	ごみ処理に関する主な施策
小川村	第4次小川村振興計画(H11~20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装リサイクル法に基づく分別収集の検討・導入</li> <li>・助成措置の充実によるリサイクル活動の支援、ごみの減量化</li> <li>・可燃ごみ処理、不燃物の最終処分場の広域化の検討、施策導入</li> <li>・焼却灰の収集を検討、適切な処理体制の整備を図る</li> <li>・生ごみ処理機器の普及、堆肥化の推進</li> </ul>
中条村	中条村第4次振興計画(H12~21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境問題に対する意識の高揚</li> <li>・限られた資源を大切にするためのリサイクル活動の推進</li> <li>・大量のごみを廃棄する生活様式の見直し等</li> </ul>
飯綱町	第1次飯綱町総合計画(H19~28)	<p>ごみの減量化・リサイクル化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量化・再資源化意識の高揚を図るための啓発活動・情報提供を行い、可燃ごみの有料化について検討を進める。</li> <li>・ごみの一時保管場所を確保し、多様なごみの適正処理を行う。</li> </ul>
	飯綱町環境基本計画(H20~29)	<p>ごみ問題に取り組み、循環型の社会をめざす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみを減らすしくみをつくる</li> <li>・不法投棄やポイ捨てのない町にする</li> </ul>

出典：ごみ処理広域化基本計画(長野広域連合平成18年)及び飯綱町ホームページ